

令和 8 年度

自 己 点 検 評 価 書

令和 8 (2026) 年 6 月

宮崎産業経営大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	6
基準 3. 学生	14
基準 4. 教育課程	35
基準 5. 教員・職員	44
基準 6. 経営・管理と財務	51
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	60
基準 A. 社会貢献	60
基準 B. 国際的なシンポジウム	64
V. 特記事項	67
VI. 法令等の遵守状況一覧	68
VII. エビデンス集一覧	84
エビデンス集（データ編）一覧	84
エビデンス集（資料編）一覧	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

宮崎産業経営大学(以下「本学」という)は、建学の精神として「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」ことを掲げている。

ここで「実学」といわず、あえて「実学の精神」を謳うのは、大学という教育研究機関がいわゆる世知という意味での実学に留まらず、学問を通じて人格の向上に務め、豊かな人間性と自在の精神を育て、先見性と創造性をもった有為な青年を育成する場であるからである。さらに「師弟同行」とは、教員と学生、あるいは学生同士の人間的な触れ合いを通して、学生が主体的に実践、行動する力を養成するとともに、人間性を深め、豊かな情操を養うための教育理念である。

2. 使命・目的

本学の目的は、「宮崎産業経営大学学則」(第1条)に次のように定めている。

「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。」

本学は、地域の振興・発展を願う地元住民や企業、行政の輿望を担って誕生した。大学設置認可申請書の「特に設置を必要とする理由」の第1項に「産業界・地域社会が求める人材の養成」を掲げ、本文中にも「地域振興の鍵を握る施設」としての本学の位置づけが明記されている。

3. 大学の個性・特色等

本学は、「師弟同行のもとに」を教育実践の根幹に据えている。小規模大学であることの利点を最大限に生かし、きめ細かく密度の高い教育に意を用いている。2年次からの必修科目「専門演習」とともに、1年次から持ち上がりで同じ教員が4年次まで担任を務める進路支援のための演習科目「進路研究演習(Cナビ; Career Challenge Navigation)」を必修科目として設定し、1人の学生に対して「専門演習」と「進路研究演習(Cナビ)」の2人の担任を配置する二重の支援体制を構築している。

また、宮崎県内唯一の社会科学系大学として、その教育研究上の目的に「地域社会の中核的人材」「国際性を兼ね備えた国内外で活躍できる人材」の養成を掲げている。そこで農業政策と地域政策の両面からの地方創生である「アグロポリス構想(田園都市構想)」にもとづいて本学教員・学生、県内高校生からなるチームで調査研究を行い、欧州から専門家を招いてのシンポジウムを開催している。さらに近年は、グローバル化の進展に対応するため、国際情勢や日米安保の在り方について、駐日ウクライナ特命全権大使や台湾の台北駐福岡経済文化弁事処長を招聘した、国際色豊かなシンポジウムを開催している(詳細は後述)。このように本学が持つあらゆる機能を学外へ積極的に展開し行動することで、地域の経済・文化の発展に貢献しようとしている。

II. 沿革

概 要	
大正 11(1922)年 4 月	日州高等簿記学校設立
昭和 6(1931)年 6 月	日州高等簿記学校を宮崎高等計理学校と校名変更
昭和 12(1937)年 4 月	宮崎高等計理学校を宮崎高等経理学校と校名変更
昭和 19(1944)年 4 月	宮崎高等経理学校を宮崎女子経理学校と校名変更
昭和 21(1946)年 4 月	宮崎女子経理学校を宮崎高等経理学校と校名変更
昭和 28(1953)年 12 月	学校法人大淀学園設置認可
昭和 39(1964)年 9 月	宮崎高等経理学校を宮崎中央高等商業学校に校名変更
昭和 40(1965)年 4 月	宮崎中央高等学校開校
昭和 62(1987)年 2 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科、経営学部経営学科設置認可
昭和 62(1987)年 4 月	宮崎産業経営大学開学 法学部法律学科、経営学部経営学科設置
平成元(1989)年 4 月	宮崎中央高等学校を鵬翔高等学校に校名変更
平成 2(1990)年 12 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置認可
平成 3(1991)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科設置
平成 14(2002)年 4 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科募集停止
平成 14(2002)年 11 月	鵬翔中学校設置認可
平成 15(2003)年 4 月	鵬翔中学校開学
平成 17(2005)年 3 月	宮崎産業経営大学経済学部経済学科、観光経済学科廃止
平成 18(2006)年 4 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科に行政システムコース、法律実践コース、スポーツ法学コース、経営学部経営学科に総合経営コース、金融マネジメントコース、スポーツマネジメントコースの専門コース制を導入
平成 28(2016)年 4 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科の行政システムコースを廃止し行政・社会システムコースを新設
令和 4(2022)年 4 月	宮崎産業経営大学経営学部経営学科の金融マネジメントコースを廃止し実践経済コースを新設
令和 6(2024)年 4 月	宮崎産業経営大学法学部法律学科の行政・社会システムコースを廃止し行政システムコース、グローバル社会コースを、経営学部経営学科にデータサイエンスコースを新設
令和 8(2026)年 4 月	宮崎産業経営大学経営学部エコノデータサイエンス学科開設、経営学科より実践経済コース、データサイエンスコースを移行 法学部法律学科のグローバル社会コースを廃止し公共政策コースを新設

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

建学の精神をはじめ、使命・目的及び教育研究上の目的は本学ホームページ上の「大学の紹介」及び「学校案内」に掲載し、また「大学案内」「募集要項」にも掲載して学内外に周知を図っている【1-1-01】【1-1-02】【1-1-a】【1-1-b】。

学生には、入学時に学生に配付する「Campus Guide(キャンパスガイド)」に建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的を掲載している【1-1-c】。

また、1号館の前の石碑に「実学の精神」「師弟同行」を刻字しており、登校してきた学生や来学者の目に触れるようになっている。さらに、5号館大教室の正面中央に建学の精神を掲げている。

②中期的な計画への反映

令和3(2021)年度の評議員会・理事会において承認された本学の中長期計画は、建学の精神及び本学の使命・目的並びに令和3(2021)年3月に改定した新しい両学部在教育研究上の目的を反映して策定されている【1-1-d】。

この中長期計画のなかでは、本学の建学の精神である「実学の精神を尊重する」ことがデジタル時代においても評価されてきていることを踏まえ、キャリア教育をベースに両学部のカリキュラム及び教育内容と方法の充実、社会科学研究所のプロジェクトの推進、情報教育の充実等を図り、これからのグローバル化や情報化の進展に伴う時代変革に対応できる人材を育成するための計画を策定している。

③三つのポリシーへの反映

本学では、近年の両学部を取り巻く環境、グローバル化やDX等の情報化の進展に伴う時代変革を背景として、令和3(2021)年度に改定した各学部の目的、そして蓄積してきたキャリア教育と教職課程を反映して、大学全体の三つのポリシーを定めるとともに、各学部の三つのポリシーも見直し、新たに策定した。

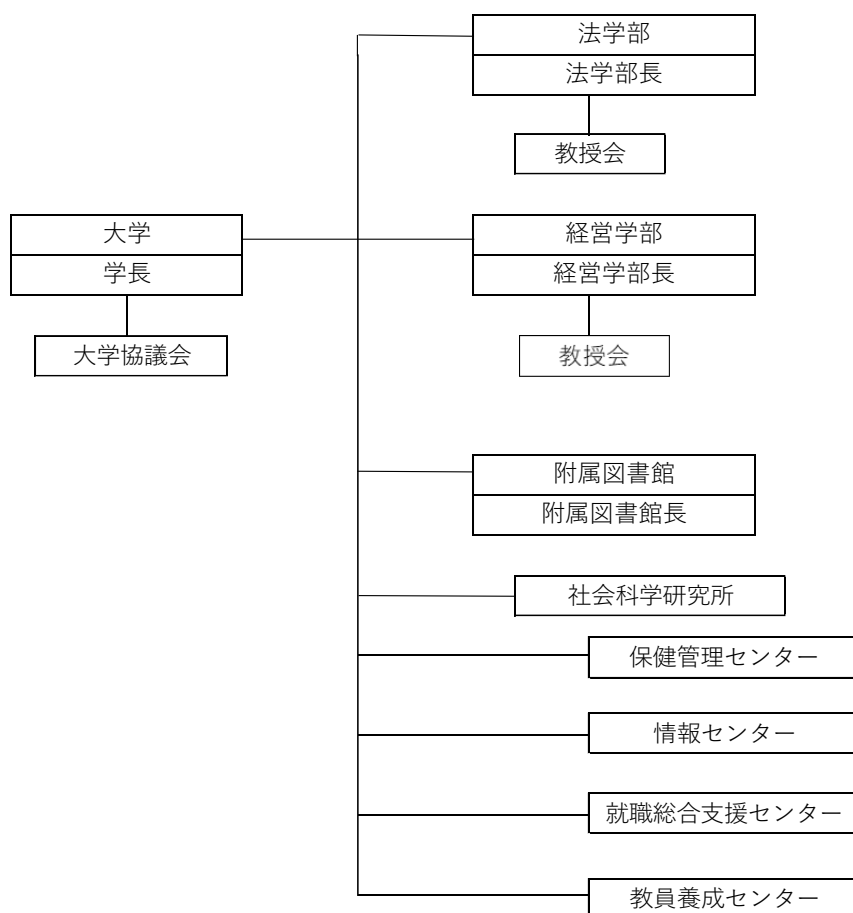
さらに令和 8(2026)年度から新たに経営学部「エコノデータサイエンス学科」を開設することにもない、経営学部の三つのポリシーを情報化に重点をおいたものに再度改定した【1-1-e】。

④教育研究組織の構成との整合性

本学は、図 1-1-1 の通り、教育研究組織として法学部 1 学科、経営学部 2 学科、社会科学研究所を設けている。社会科学研究所は法学部と経営学部の教員(客員教授を含む)や顧問弁護士を研究員とする研究組織である。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的をより効果的に達成するために、附属施設として附属図書館、保健管理センター、情報センター、就職総合支援センター、教員養成センターを設置している。なお、デジタル時代に本学のグローバル化に資するため設置していたネットワーク・リサーチセンターは、既存の社会科学研究所及び情報センターの業務と重なるが多かったことから令和 7(2025)年度末に廃止し、その国際交流に関する事業を令和 8(2026)年度から社会科学研究所に移管して、組織の整理統合を行った。

図 1-1-1 宮崎産業経営大学組織図



⑤変化への対応

本学では、建学の精神及び本学の使命・目的を踏まえつつ、法学部・経営学部の整合性を図るとともに近年の急速に進展するグローバル化や情報化といった社会情勢の変化

に対応するため、上記の通り法学部・経営学部の目的について見直しを行い、令和3(2021)年3月に改定した。また、三つのポリシーについても上記の通り令和3(2021)年度・令和8(2026)年度に改定している。

現在は、IR推進委員会及び自己点検・評価運営委員会を中心に調査研究を進めることで、今後の変化への対応ができるようにしている【1-1-03】。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

建学の精神である「師弟同行」の教育を実践するため、2年次からの「専門演習」だけでなく、1年次から持ち上がりで同じ教員が4年次まで担任を務める進路支援のための演習科目「進路研究演習(Cナビ)」を設けている。学生1人に対して2人の担任を配置する二重の支援体制をとることにより、複数の目からの指導が可能となり、学生指導に大いに資している。

また、前項に記した社会科学研究所及び学部が開催しているシンポジウムは、地域や今日的な課題に着目したもので、本学の使命・目的、教育研究上の目的を達成するに一定の成果をあげているといえる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育研究上の目的・三つのポリシーを改定後のIR推進委員会及び自己点検・評価運営委員会では、使命・目的及び教育研究上の目的自体についての検討がこれからの課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育研究上の目的及び三つのポリシーについては、これからもIR推進委員会及び自己点検・評価運営委員会において浸透度や達成度を測り、見直しを含めて必要に応じた提言をしていく。

今後も本学の使命・目的、教育研究上の目的を達成するため、社会科学研究所及び両学部が行ってきたシンポジウムによる活動を継続していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、「宮崎産業経営大学学則」（第 1 条の 2）において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うことに努める。」と定めている【2-1-01】。自己点検・評価を含めた内部質保証に関する全学的な方針としては、「宮崎産業経営大学内部質保証の方針」を定め、公表している【2-1-02】。

自己点検・評価を含めた内部質保証のための恒常的な組織体制は、「宮崎産業経営大学内部質保証の体制図」に明記している【2-1-03】。内部質保証の恒常的な組織としては、「宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱」を定め、全学的に組織化した自己点検・評価運営委員会を設置している。自己点検・評価運営委員会は、学長、学部長、学生部長、附属図書館長、学科長、総合教育科目主任、各学部の教員から学長が推薦する者、職員のうちから学長が理事長と協議して推薦する者となっており、大学の主要な役職者が構成員として参加している。この委員会に関する事務は学長室が行っている。委員長は学長が務め、責任体制を明確にしている【2-1-04】。

経営・管理及び財務を含めた中期的な計画に基づく法人運営全般の内部質保証については、大学事務局がその実務を実施する。法人運営全般については、「日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉」の適合状態を点検し、公表している【2-1-a】【2-1-b】。

また、令和 7(2025)年度には、内部質保証の階層的・組織横断的な役割と責任に関する「宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について」を策定し、PDCA を踏まえた内部質保証の実効性を高めている【2-1-c】。

本学では、内部質保証については、学長のリーダーシップのもとで、恒常的・継続的・組織的な自己点検・評価活動を実施しており、責任体制も明確になっている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、平成 9(1997)年度から自己点検・評価を含めた内部質保証に関する活動を始めている。現在は、「宮崎産業経営大学内部質保証の方針」及び「宮崎産業経営大学自己

点検・評価運営委員会設置要綱」に基づき、自己点検・評価運営委員会が自主的・自律的な自己点検・評価活動を実施している【2-2-01】。

自己点検・評価運営委員会は、内部質保証に関する理念・目的の設定、自己点検・評価の体制の整備、自己点検・評価の項目の評価と改善策の策定、各部門への方針通達・調整を行っている。自己点検・評価に必要なデータ(エビデンス)に関しては、IR推進委員会が学部の各種委員会、各事務組織等の協力のもと、収集・分析する。自己点検・評価運営委員会では、提供されたデータ(エビデンス)に基づき、定期的に評価と改善策の策定を実施している。

具体的な自己点検・評価項目は、「宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について」に明記している【2-2-a】。PDCA サイクルの中では、評価の対象を中期的な項目と単年度の項目に分類している。中期的な評価項目としては、中期的な計画、学部の目的、大学と各学部の三つのポリシーがある。これらの項目は、およそ3年から6年の周期で検討を実施する。また、単年度の評価項目としては、三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーに定めた評価内容を、機関・教育課程レベル、科目レベルの2つのレベルで整理し、毎年検討をしている【2-2-b】。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価運営委員会を通じて大学協議会に報告し、大学全体、各学部、各種委員会や各事務組織のレベルで問題意識を共有して、必要な改善に取り組んでいる。また、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有のため、一定の周期で報告書を作成している。自己点検評価書は、各教員と事務組織の各課へ配付して、結果を学内において共有している【2-2-02】。直近では、以下のとおりである。

令和 2(2020)年度 「令和 2(2020)年度自己点検評価書
(平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度) 本編・データ編」
令和 4(2022)年度 「令和 4(2022)年度自己点検評価書
(令和 2(2020)年度～令和 3(2021)年度) 本編・データ編」
令和 7(2025)年度 「令和 7(2025)年度自己点検評価書
(令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度) 本編・データ編」(本書)

これまで、平成 22(2010)年度の「自己評価報告書」、平成 28(2016)年度の「自己点検評価書」、令和 4(2022)年度の「自己点検評価書」について、日本高等教育評価機構における認証評価を受審して同機構の定める評価基準を満たしていると認定された。受審時の評価書は、ホームページに公開して社会に公表している。また、各教職員に対しては、結果を通知する文章と本冊子を配布している【2-2-04】。

令和 8(2026)年度の自己点検・評価(令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度)を実施する全体会議(キックオフ・ミーティング)については、令和 7(2025)年 11 月 12 日に開催しており、大日程及び役割分担である組織体制に関して、学長を委員長とする全学的な取組みとして確立している【2-2-03】。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 活動については、「宮崎産業経営大学内部質保証の方針」及び「宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱」のもと、IR 推進委員会を設置し、現状把握のためのデータ収集・分析をする体制を整えている【2-2-05】。

IR 推進委員会の組織は、各学部長、学生部長、各学部教務委員長、自己点検・評価運営委員会委員長、FD 委員会委員長、学長室長及び委員長の指名する委員をもって構成している。IR 推進委員会は、自己点検・評価運営委員会の指示及びアセスメント・ポリシーに定めるデータを収集する。収集するデータは、学生の意見・要望を含む教育研究等の活動に関するデータ、内部質保証に関する意思決定を支援するためのデータ、中長期目標の策定に関するデータなどである。

IR 推進委員会は、必要な情報収集するために、各学部をはじめ各種会議、審議会、委員会、学部の各種委員会及び各事務組織と相互に情報を交換しつつ、自己点検・評価のための情報収取・調査・分析等をする体制を整えている。IR 推進委員会によるデータ集約と分析した基礎データは、自己点検・評価運営委員会にて改善を検討する。IR 推進委員会が収集しているデータは、主に以下のものがある。なお、収集するデータには、各部署で分析した内容も含む。

1) 入学者のデータ

入学者数は、入学試験審議会にデータの提出を依頼している。入学試験審議会では、入学者の数について、毎年の傾向、経年比較、女子学生比率等の分析を行っている。

2) 卒業者数・留年者数・休学者数・退学者数

卒業者数・留年者数は、各学部の教務委員会にデータの提出を依頼している。教務委員会では、留年者の原因やフォロー体制などの検討を行っている。休学者数・退学者数は、学生部委員会にデータの提出を依頼している。

3) 学修・学生生活に関するデータ

授業アンケートは FD 委員会にデータの提出を依頼している。FD 委員会の授業アンケートは、個々の教員にもフィードバックされるとともに、全体の傾向を教授会で共有している。「進路研究演習(C ナビ)」のアンケートに関しては、C ナビ運営委員会にデータの提出を依頼している。また、単位低取得学生に関する情報は、教務委員会にデータの提出を依頼している。教務委員会では、単位低取得者の学生のフォローについて検討をしている。

学生の意見・要望をくみ取るために実施している「全学生意識調査」は、学生部にデータの提出を依頼している。「全学生意識調査」は、教授会の際に各教員に共有されている。

4) 学生の就職に関するデータ

学生の就職に関するデータは、就職総合支援センターにデータの提出を依頼している。就職率は、就職総合対策本部会議において調査・集計され、本学としての就職支援活動の改善・向上に用いられている。

5) 教員の研究成果に関するデータ

教員の研究成果に関するデータは、教務課にデータの提出を依頼している。

このように IR 推進委員会は、各学部をはじめ各種会議、審議会、委員会、各事務組織と連携を密にしながら、各種データを取りまとめ、分析・検討をしている。各種データ及び分析結果は、自己点検・評価運営委員会に共有され、内部質保証にかかる評価をする際の基礎的な資料となっている。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるための取組みは、「宮崎産業経営大学内部質保証の方針」及び「宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱」において、IR 推進委員会の活動と位置付けている【2-3-01】。

学生の意見・要望の把握・分析は、本学のアセスメント・ポリシーに基づき、各種委員会、各事務組織がアンケート等を実施している。なお、IR 推進委員会は、学生の意見・要望の把握・分析についても、担当部署による分析結果を含めて収集している。

1) 新入生(1 年次)へのアンケート

新入生(1 年次)へのアンケートは、毎年 4 月から 5 月に、自己点検・評価運営委員会によってアドミッション・ポリシーの理解や、学生一人ひとりの学びの立ち位置を確認する内容を中心に実施している【2-3-a】【2-3-b】【2-3-c】【2-3-d】。

2) 卒業予定者(4 年次)へのアンケート

卒業予定者(4 年次)へのアンケートは、毎年 3 月に、両学部の教務委員会によってディプロマ・ポリシーの内容を中心に実施している【2-3-e】【2-3-f】【2-3-g】【2-3-h】【2-3-i】。

3) 授業アンケート

毎年、FD委員会が前期もしくは後期に、非常勤講師担当科目も含めて開講しているすべての講義科目について学生による授業アンケートを実施している。全体の傾向を、教授会で共有している【2-3-j】。「進路研究演習(Cナビ)」では、毎年学生によるアンケートを実施し、結果を集計してCナビ運営委員会にて分析し、取組み内容の見直しに活用している。

4) 全学生意識調査

全学生意識調査は、学生部委員会が全学生1年次から4年次を対象として毎年冬に実施・分析している。全学生意識調査では、学修状況や学生生活に関する内容を中心にして【2-3-k】【2-3-l】【2-3-m】【2-3-n】。

各アンケートの分析結果については、担当部署の分析の他に、IR推進委員会で集約して、自己点検・評価運営委員会にて総合的な分析に活用している。自己点検・評価運営委員会では、総合的な分析結果を踏まえて、必要に応じた改善策を検討している。また、適宜、教授会、各種委員会、大学協議会、各事務組織においても、分析結果を共有して、改善策・活用策について検討している。

具体的な活用の事例としては、両学部が開講している授業を他学部の学生が受講するための手続きを簡略化、本学を志望したきっかけとなった理由の1番であるオープンキャンパスの充実・改善があげられる。

オープンキャンパスの充実・改善については、法学部が令和7(2025)年度より模擬裁判を中心としたセミナーを開講した。経営学部は令和5(2023)年度よりデータサイエンスコーナーを設置して、パソコンを使った体験型の学習を実施している。

また、卒業予定者からの本学教員に対する様々な指導内容や方法に関するアンケート結果は、良かった点や改善事項が記載されており、本学教員への改善・牽制の機能を果たしている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は、「宮崎産業経営大学内部質保証の体制図」において、自己点検・評価運営委員会が学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを担うことを明記している【2-3-03】【2-3-04】。

本学では、学外関係者の意見・要望を聞くために、保護者懇談会、併設校である鵬翔高等学校との意見交換会、学内企業研究会に参加した企業への意見収集などを定期的に行っている【2-3-o】【2-3-p】【2-3-q】。保護者懇談会は、本学の立地している宮崎県だけでなく、鹿児島県、沖縄県でも実施している。これらの機会において、学外関係者から多角的な意見・要望を集め、本学への期待を把握している。収集した情報は、丁寧に検討し、大学の教育活動や運営に適宜反映している。そのことにより、常に実社会との関係を保ち、本学への期待を具体化することができている。

また、令和8(2026)年度は、併設校の鵬翔中学校高等学校の土肥隆夫校長へ自己点検・評価に関する「外部関係者による意見・要望」について依頼し、8点が提出された【2-3-

r】。自己点検・評価に特化した意見・要望として、実現可能な事項について各担当部署において対応している。

③内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、全学的な自己点検・評価運営委員会とともに、IR 推進委員会を設置して内部質保証のための活動を推進している。内部質保証の PDCA サイクルの確立については、「宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について」に定めている【2-3-s】。

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、アセスメント・ポリシーに基づき、IR 推進委員会が中心となってデータ収集と分析を実施し、自己点検・評価運営委員会において評価と必要な改善を行ってきた【2-3-05】【2-3-06】【2-3-07】。また、自己点検・評価運営委員会は、データの分析結果や全体の進捗状況の結果を大学運営の改善・向上に活用することを検討してきた【2-3-08】【2-3-09】【2-3-10】。

具体的な PDCA サイクルの展開による主な内部質保証に関する実施例としては、厳しい少子化の環境下で入学定員確保に向けて、魅力ある大学と充実した様々なカリキュラムの対策・改善の検討を繰り返してきた。これらの内部質保証の充実を目指す自己点検・評価に対する検討結果については、下記のような成果につながっている。

法学部は、令和 6(2024)年度より「グローバル社会コース」の新設を経て、令和 8(2026)年度より「グローバル社会コース」を「公共政策コース」へ変更開設を行った。また、令和 6(2024)年度には法学の実学に根差したアクティブラーニングを推進する場として法廷教室を開設した。

経営学部は、令和 8(2026)年度からの既存の 2 つのコースを統合する形で「エコノデータサイエンス学科」の開設を検討してきた。また、「エコノデータサイエンス学科」の開設に向けては、令和 6(2024)年度において三つのポリシーを検討し、改正した。経営学部は、令和 7(2025)年 4 月に文部科学省へ新学科「エコノデータサイエンス学科」設置届出を提出し、令和 8(2026)年 4 月からの新学科の開設が許可された。

また、令和 4(2022)年度、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際に、「改善を要する点」と指摘された 2 点について、以下のように改善を行った。

「改善を要する点」に関する 2 点は、1 点目として基準項目 4-1「学生懲戒に関する規程」に関する改善、2 点目として基準項目 5-1 衛生委員会の運用であった。改善結果については、令和 6(2024)年 7 月 1 日付で日本高等教育評価機構へ提出し、審査結果として令和 6(2024)年 12 月 3 日付で改善結果が認められた。

1) 「学生懲戒に関する規程」に関する改善

i) 基準項目 4-1 に関する改善を要する点

学生の賞罰に関する手続きを「学生懲戒に関する規程」に定めているが、改廃権が理事会となっており、学長が手続きを定めているとはいえないため、改善を要する。

ii)改正内容及び結果

基準項目 4-1 については、以下のように大淀学園第 248 回理事会により(規程の改正)第 19 条の改正を行った(令和 5(2024)年 4 月 1 日から施行)【2-3-t】【2-3-u】。

(規程の改正)

第 19 条 この規程の改廃は、学生部委員会、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

2) 衛生委員会の運用に関する改善

i) 基準項目 5-1 に関する改善を要する点

衛生委員会は衛生管理規程に反して定期的を開催しておらず、産業医による職場巡視も行われていないので、衛生管理規程に従った定期的な委員会の開催、衛生管理者や産業医による職場の巡視等、職場の衛生管理の実施について、改善が必要である。

ii) 改善内容及び結果

基準項目 5-1 については、令和 5(2023)年 4 月から衛生委員会を定期的を開催するようにした【2-3-v】。産業医の巡回については、年 2 回実施するようにした【2-3-w】。

上記のように、本学では、自己点検・評価の結果を踏まえて、中長期計画との整合性を取りながら大学運営の改善と改革を続けている。このことは、自己点検・評価が本学の意思決定に根差し、内部質保証が本質的に機能している証左でもある。

これらの自己点検・評価活動については、大学案内、大学ホームページに掲載するとともに、高校教員を対象とした大学説明会や高校生と保護者を対象にしたオープンキャンパス、本学の保護者向けには保護者懇談会などで随時公表・説明をしている【2-3-11】【2-3-12】【2-3-13】【2-3-14】。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、内部質保証のための全学的な方針を明示し、自己点検・評価のための恒常的・継続的な組織として自己点検・評価運営委員会を設置し、その責任体制を明確にしている。また、本学は、自己点検・評価の活動を継続して実施しており、IR 推進委員会によるデータの収集・分析結果をもとに、自己点検・評価運営委員会で適切に議論している。本学の内部質保証は、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムとして適切に機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価に関する課題として、学生のアンケート疲れには配慮しつつも、各種アンケートの充実を図ることが必要である。FD 委員会によるアンケートを念頭に、ディプロマ・ポリシーを意識して、学修の成果を図る項目の充実が求められる。また、学生や外

部関係者からの意見・要望に対しては、予算の関係や大学の仕組みから全てに対応することが難しいのが現状である。優先順位を付けて、いかに実現していくかが課題である。

自己点検・評価の結果に関しては、本学では受審時の自己点検評価書の公表にとどまっている。一定周期で作成している自己点検評価書について、一般への公表ができていないことが課題である。学生や保護者、学外関係者への内部質保証に関する説明責任として適切に公表することが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

各種アンケートの充実については、担当する各委員会、各事務組織に対して、改善を図ることを依頼する。また、学生や外部関係者からの意見・要望については、丁寧に分析をし、施設やサービスなどの学修環境に関わる内容に関して、実現可能な範囲において優先順位を検討しながら対応する。自己点検・評価の結果については、適切に公表していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは、各学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、教授会で協議を行い、入学試験審議会を経て大学協議会で決定している【3-1-02】【3-1-03】【3-1-04】。

また、令和 8(2026)年に経営学部エコノデータサイエンス学科を新設するため、令和 6(2024)年に経営学部のアドミッション・ポリシーを見直した。

それらのアドミッション・ポリシーは、受験生には「大学案内」及び「募集要項」で、加えてホームページにて広く社会へ周知を図っている【3-1-01】【3-1-a】【3-1-b】。

大学全体のアドミッション・ポリシーは次の通りである。

宮崎産業経営大学は、建学の精神「師弟同行のもとに実学の精神を尊重する」に基づき、個性豊かにして深い知性・教養・主体性を備えた有能な人物を育成するとともに、地域社会及び国際社会における中核的人材を育成するという使命・目的のもと、その上で新たな時代変革に柔軟に対応しようとする意欲ある人物を求めます。

卒業までに身につける能力・資質をディプロマ・ポリシーに定め、教育課程を編成しています。本学は、以下の項目に該当する人物を求めます。

- (1) 本学入学後の学修に必要な基礎的学力を有する人
- (2) グローバル化や情報化の更なる進展にともなう DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな時代変革に柔軟に対応しようとする意欲のある人
- (3) 現在の社会における課題の発見やその解決・改善に向けて主体的に思考・行動する意欲のある人
- (4) 「キャリア教育」から得た自己のキャリア形成力を踏まえて、専門的な知識・技能、国際的視野及び柔軟な思考・判断力を身につけ、地域社会のみならず国内外の広いフィールドで中核的人材として活躍したいと考える人
- (5) 「教職課程」を踏まえて、教育職としてこれからの社会を担う個性豊かで多様な人材育成をしたいと考える人

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿い、以下の選抜区分を設け、学生受入れ方法を工夫している。入学者選抜は、入学試験審議会と入試広報課との連携のもとに実施している。

選抜区分は、一般選抜(一般、総合・専門科)、大学入学共通テスト利用選抜(前期日程、総合・専門科、後期日程)、総合型選抜(スポーツ特待、自己推薦前期日程、自己推薦中期日程、自己推薦後期日程)、学校推薦型選抜(指定校、公募推薦、指定校特待)、特別選抜(併設校、帰国生、社会人、編・転入学、外国人留学生)を設けて多様な受験生に対応している。

入学者選抜問題は、本学の入学者選抜問題作成基準に則り作成し、本学の教員が担当している。入学者選抜問題は作成後、学内の問題作成委員会がチェックしたうえで、入学者選抜に用いている。

一般選抜(一般)においては、必須科目として国語を課するとともに、本学の求める入学者に有用となる教科(外国語、地理歴史、公民、数学)の中から受験生が選択して受験できるようにしている。

大学入学共通テスト利用選抜では、国語と英語を必須とし、選択科目は経営学部では入学後に必要となる「数学Ⅱ、数学B、数学C」を選択科目に含めるなど、各学部の専門性に応じた選択科目を設定している。

一般選抜(総合・専門科)、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った小論文を課し、面接試験においても学部の特色を踏まえた質問を行っている【3-1-c】【3-1-d】【3-1-e】【3-1-f】。

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正に実施している。また、自己点検・評価運営委員会が入学試験審議会及び教授会と連携して検証し、適切に見直しを図っている【3-1-05】【3-1-06】。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間の入学定員、入学者数及び入学定員充足率等に関しては、表3-1-1の通りである。

また、令和8(2026)年5月1日現在の、収容定員に対する在籍学生数(充足率)については、法律学科では収容定員400人に対して479人(120%)、経営学科では収容定員370人に対して457(124%)、エコノデータサイエンス学科では収容定員30人に対して42人(140%)である。

宮崎産業経営大学

表 3-1-1 入学定員・入学者数・入学定員充足率等(各 5 月 1 日時点)

令和 5(2023)年度	法律学科	経営学科	合計
入 学 定 員	100 人	100 人	200 人
入 学 者 数	119 人	126 人	245 人
入学定員充足率	119%	126%	123%
在 籍 学 生 数	495 人	501 人	996 人
収 容 定 員	400 人	400 人	800 人
収容定員充足率	124%	125%	125%

令和 6(2024)年度	法律学科	経営学科	合計
入 学 定 員	100 人	100 人	200 人
入 学 者 数	119 人	121 人	240 人
入学定員充足率	119%	121%	120%
在 籍 学 生 数	479 人	490 人	969 人
収 容 定 員	400 人	400 人	800 人
収容定員充足率	120%	123%	122%

令和 7(2025)年度	法律学科	経営学科	合計
入 学 定 員	100 人	100 人	200 人
入 学 者 数	110 人	127 人	237 人
入学定員充足率	110%	127%	119%
在 籍 学 生 数	466 人	485 人	951 人
収 容 定 員	400 人	400 人	800 人
収容定員充足率	117%	121%	119%

令和 8(2026)年度	法律学科	経営学科	エコノミーサイエンス学科	合計
入 学 定 員	100 人	70 人	30 人	200 人
入 学 者 数	133 人	90 人	42 人	265 人
入学定員充足率	133%	129%	140%	133%
在 籍 学 生 数	479 人	457 人	42 人	978 人
収 容 定 員	400 人	370 人	30 人	800 人
収容定員充足率	120%	124%	140%	122%

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、「師弟同行」という建学の精神のもと、面倒見の良い大学を目指し、実践している。大学全体の規模が小さく、学生一人ひとりの顔を教員・職員がお互いにわかるという強みがあり、個々の学生が大学生活を通じて成長していく支援を行っている。教職協働による学修支援については、「学修支援の方針」に基づき、「宮崎産業経営大学大学規程」(第 25 条)により各学部設置されている教務委員会及び学生部委員会が連携しながら、取り組んでいる【3-2-01】【3-2-02】【3-2-03】【3-2-04】。

1) 「専門演習」と「進路研究演習(C ナビ)」による二重の学修支援体制

本学では 1 人の学生を、必修科目である「専門演習」と「進路研究演習(C ナビ)」の双方から支援する二重の学修支援体制をとっている。

「進路研究演習(C ナビ)」は入学時から 4 年間、同じ担当教員が持ち上がりで担当する。従って学生の状況を継続して把握でき、必要に応じて履修や学修面の指導等の支援を行っている。

2 年次からは、学生の希望に応じて専攻を選択した必修科目である「専門演習」の履修を開始し、「専門演習」担当教員を通して、卒業論文作成に向けた専門教育を中心とした学修支援、履修指導や将来の進路についての相談対応等、様々な学修支援を行っている。

このように、学生は、学修上の問題だけでなく、学生生活上の悩みについても、日常的に「専門演習」「進路研究演習(C ナビ)」のどちらかの教員に相談することができるシステムとなっている。さらに、両教員が情報を共有・連携することで学生の状況理解が、より効果的となるとともに、個々の学生に応じた学修支援の充実を図ることができる。

なお、各科目の受講者名簿には、1 年次生については「進路研究演習(C ナビ)」担当教員名を、2 年次生以上には「専門演習」担当教員名と「進路研究演習(C ナビ)」担任教員名を記載し、科目担当教員と「専門演習」、「進路研究演習(C ナビ)」担任教員との連携をしやすくしており、学生へのきめ細やかな指導を可能としている【3-2-a】。

2) 新入生に対する入学時支援体制及び在学生に対する年度開始時期支援体制

新入生に対しては、1 年次必修の演習科目「進路研究演習(C ナビ)」のクラス(1 クラス 14 人～19 人)を通じた支援を基本とするとともに、大学での学修への導入を支援するため、大学全体の授業開始前に新入生オリエンテーション期間を設定している。

新入生には、入学式終了直後に「進路研究演習(C ナビ)」のクラス別に、クラスメイトと主担任・副担任との顔合わせ会を実施している。この顔合わせ会には、希望する保護者も同席しており、顔合わせ会を早期に行い、新入生の様子等を担当教員が把握し、また、

保護者にも本学の学修支援体制を理解してもらうことにより、学修支援を、より効果的なものとしている。

授業開始前の新入生オリエンテーションでは、新入生が自ら履修プランを作成できるようになるための履修指導とともに、大学での学修を直接的・間接的に支援する様々なサポート体制の説明を行っている。【3-2-b】。

履修指導は、教務委員及びコース説明担当教員が履修ガイダンス説明会を十分な時間をとって実施し、新入生自らが履修プランを組み立てられるように配慮している。

履修ガイダンス説明会に引き続いて「進路研究演習(Cナビ)」クラス別に主担任・副担任2人の教員が個別に指導・確認したうえで履修登録用紙を取りまとめ、教務課に提出するとともに、教務課職員がサポートすることによって、登録漏れ等にも適切に対応できる体制となっている。

支援体制の説明は、学生部委員(教員)をはじめ、学生支援課、教務課、附属図書館(図書課)、就職総合支援センター(就職課)、情報センターが行っている。また、健康診断及びストレスチェックを保健管理センターの職員が実施し、その結果を学生相談室の職員も共有して、学生の心身の状況を把握している。

2年次以上の在学生については、新学期開始の前に、教務委員及び教務課職員を中心に、学部別・学年別に履修ガイダンスを実施し、履修指導やコース別の特色、留意点等を説明している。そのうえで、履修登録用紙の提出の取りまとめは「専門演習」担当教員が行い、学生は、単位取得状況が記載された前年度の成績表をもとに「専門演習」担当教員の履修指導を受ける体制をとっている【3-2-c】。

3) 単位取得に向けた学修支援体制

本学では面倒見の良い大学として、単位低取得者を教職員間で共有する体制をとるとともに、前期及び後期の途中で科目ごとに学修支援が必要と見込まれる学生を把握するための履修状況調査を行っている。

まず、単位低取得者については、教務課が年度の始めに前年度までの単位取得状況が低く学修に注意・指導を要する学生をリストアップした資料を作成し、その資料をもとに両学部の教務委員会において審議している。具体的には、4年次で100単位未満、3年次で60単位未満、2年次で30単位未満の学生を対象としており、これらの学生は、将来、留年もしくは退学の対象となる可能性があるため、各学部教授会に報告して情報を教職員間で共有し、「専門演習」担当教員を中心に「進路研究演習(Cナビ)」担当教員とともに指導を進めている【3-2-d】。

履修状況調査については、学生部委員会において、年2回、演習科目を含めた全科目について履修学生の出席状況を調査している。調査方法は、前期は6月頃、後期は11月頃に、出席状況等が良好ではなく指導が必要な学生を各科目担当者がリストアップしている。さらに、それを学生支援課で集計して、最終的に各「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」の担当教員及び運動部の部長・監督に指導が必要な科目のある学生のリストとして配布している。これに基づいて担当教員は学生に早期の指導を行うことができ、長期欠席や退学等の防止に向けての支援となっている【3-2-e】。

また、本学では、前期定期試験の成績データが出た後の毎年8月末から9月に、全学的な取組みとして保護者を対象とする懇談会を宮崎及び沖縄・鹿児島において開催している。宮崎会場(本学構内)では、1年次生については「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が、2年次生以上については「専門演習」担当教員が、学生の単位取得状況をはじめ「専門演習」や「進路研究演習(Cナビ)」における様子等を保護者に伝えるとともに、保護者からの疑問や相談に応じる個別面談を行っている。担当教員も保護者からの情報を得ることで、学生本人の学修意欲や将来の志望等について異なる観点からの見方ができるようになる等、学修支援を一層充実させるための重要な機会となっている【3-2-f】。

4) e-learning システム Moodle を用いた学修支援体制

本学では、全学的な学修支援体制として e-learning システム Moodle を用いた学修支援を全科目について実施している【3-2-g】。Moodle を取り入れることにより、各科目担当教員が当該コースを登録した履修学生に授業に関する事前事後の学修に関するコメントを送る、講義資料を事前事後に掲載する、動画等を配信する、といった、よりきめ細やかな学修支援が可能となっている。また、授業内容に質問がある学生からのメールや Moodle 上のメッセージ機能を用いたやりとりにより、一方向の講義ではなく、双方向的な授業になるよう取り組んでいる。

また、「学校保健安全法施行規則」(第18条)により学校において予防すべき感染症に感染した場合や交通機関の運休等でオンライン受講を希望する場合は、Zoom を活用したオンライン受講を認めるとともに Moodle を用いた質問や授業のフィードバックを実施し、学生の学修意欲に対応した支援を行っている【3-2-h】。

5) 学修支援のための施設整備

本学は、法学部と経営学部を有する南九州で唯一の社会科学系大学であり、法律専門職を目指す学生も多数在籍している。これまでも、ゼミ室を利用した模擬裁判を実施したり、県内外の裁判所を見学し、学生の法律職に対する関心や学修意欲の向上を図ってきたが、令和6(2024)年度に学内に法廷教室を整備し、より身近に、よりリアルに裁判の仕組みを体験し、学修してきた成果を活用することができるようにした。この法廷教室は、既に「専門演習」で活用し、学生の学修意欲を高めている。令和7(2025)年5月に本学で開催された「日本政治法律学会」の「模擬裁判を通じた法教育パネル」で使用し、参加者から高く評価された。本学のオープンキャンパスでも模擬裁判を実施し、参加した高校生や保護者からも法学部に対する関心が高まったとの意見が寄せられており、学生の受入れにも寄与することが期待される【3-2-i】。

また、附属図書館には「専門演習」やグループ学習ができるラーニング・コモンズを設置しているほか、令和4(2022)年度には、新たにインタラクティブ・サロン(学生談話室)を整備し、学生の自主的な学修を支援している【3-2-j】。

②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 情報関係科目での TA (Technical Assistant) の活用

本学における TA は、いわゆる Teaching Assistant ではなく、Technical Assistant である。「TA に関する方針」に基づいて取り組んでおり、本学は大学院を持たないため、学部学生を活用した SA (Student Assistant) を TA (Technical Assistant) として、コンピュータ操作設定等、授業のための基本的な技術サポートをする目的で配置している【3-2-05】。令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度の 4 年間に TA (Technical Assistant) を配置した授業科目は、「総合教育科目」の「情報処理基礎」「情報処理応用」、経営学部「専門教育科目」の「情報倫理」「応用コンピュータ演習」「情報システム論」「データベース」「ビジネスコンピューティングセミナー」「プログラミング基礎Ⅰ・Ⅱ」「教育方法・技術論」「Office 応用演習 A・B」「データサイエンス入門」「情報通信ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」「統計学Ⅰ」「マルチメディア」などである。情報関連科目以外の科目についても要望をとり、授業における情報機器の活用支援を行っている【3-2-06】。

また、学生が授業時間外のレポート作成や授業課題作成のために情報機器を使用できるように、5 号館内にコンピュータ自習室を設け、平日 9 時から 19 時まで(閉講期は 17 時まで)は隣接する情報センターに常時 2 人の職員が待機し、学生指導とコンピュータのメンテナンスや操作について対応している。

2) オフィスアワーの設定

すべての教員は、オフィスアワーを設定し、各自の研究室に掲示するとともに学内専用サイトにも掲載している。この時間帯等を活用して、学生は個別に学修面や学生生活上の問題等について相談できるようにしている【3-2-07】。

3) 障がいのある学生への対応

身体に障がいのある学生への支援として、施設・設備面では、スロープやエレベーター、障がい者用駐車場及び車椅子も利用できる多目的トイレを設置し、講義室には車椅子専用の学修スペースを確保している。また、学生相談室に発達障がいのある学生のためのフリースペースを用意し、保健管理センターに誰でも利用できるソファや休養ベッドを設置している。

個別に特別な対応を希望する学生に対しては、入学前又は入学後に保健管理センターに申し出があった場合に学内の各委員会での検討を踏まえて具体的な対応を決定し、授業及び試験の際に当該学生の状況に合わせた合理的配慮を行っている。さらに、令和元(2019)年度より、『『障害者差別解消法』を踏まえた障害を持つ学生への合理的配慮の提供に関する運用システム』を制定し、本人又は保護者からの要望に応じて障がいのある学生への合理的配慮の提供を行っている。令和 7(2025)年度に合理的配慮の提供を行った学生は 18 人である【3-2-08】。

なお、障がいの態様によっては、後述の「社会探訪塾」での対応や学生相談室で公認心理師・臨床心理士の資格を持った非常勤職員によるカウンセリングを受けることができ、大学生活を送るうえでの不安等をくみ上げている。そのうえで、「専門演習」、「進路研究演習(Cナビ)」担当教員と職員が見守りつつ、学修支援につなげている。

4) 「社会探訪塾」

「進路研究演習(Cナビ)」のクラスのひとつとして「社会探訪塾」を設けている。「進路研究演習(Cナビ)」のプログラムにはグループ活動を多く取り入れているが、学生の中にはコミュニケーションや社会性の形成に困難を抱え、配慮を必要とする者もいる。「社会探訪塾」クラスは、そのような学生に配慮できる、法学部・経営学部合同のきめ細かなクラスとして設置している。入学時に分けられた「進路研究演習(Cナビ)」担当教員と、公認心理師・臨床心理士の資格を持つ学生相談室の非常勤職員が情報交換したうえで、学生及び保護者との面談を行い、希望があった場合には年度の途中からでもクラスを変更して、受け入れている。プログラム内容は通常の「進路研究演習(Cナビ)」と異なり、所属学生の特性に応じたオーダーメイドのプログラムを企画して指導している。このクラス担当は発達心理学を専門とする教員が務め、大学生生活を順調に送ることができるよう心理面のサポートとともに学修支援を行っている【3-2-09】。

本クラスは、社会につながるきっかけを掴むという意味から「社会探訪塾」と称しており、クラス変更後の学生の出席状況に改善が見られ、退学防止策としても有効である。なお、登録学生数は令和4(2022)年度1人、令和5(2023)年度2人、令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度は0人である。

5) 退学者への対応

過去4年間の中途退学者数は、表3-2-1の通りである。退学者については、その数をできるだけ減らすよう、細やかな指導を行っている。退学希望者に対しては、「専門演習」

「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が必ず面談し、学生から事情を詳しく聞くとともに、保護者を交えて慎重に協議している。そのうえで退学の意思が明確な場合は、経緯と所見を「面接調査票」に記載して教務課・学生支援課へ提出し、学生部委員会を経て教授会で審議され、学長が決定している【3-2-10】【3-2-11】【3-2-12】。

退学の理由として最も多いのは進路変更(専門学校等への進学又は就職)、次に修学意欲の低下、そして経済的困窮であり、これら3つでほとんどを占める。このうち就職へ進路変更する背景には経済的困窮がある場合が多い。このため、学生が経済的困窮を相談してきた際には、学生支援課が適宜適切なアルバイトの紹介や教育ローンの案内を行っており、退学につながらないよう図っている。

表 3-2-1 退学者数(各年度とも3月末日時点)

	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
退学者数	12人	8人	21人	20人	14人	22人	12人	15人

6) 休学者への対応

過去4年間の休学者数は、表3-2-2の通りである。休学希望学生については退学の場合と同様に「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が必ず面談し、学生から事情を詳しく聞くとともに保護者とも協議したうえで、経緯と所見を「面接調査票」に記載して

教務課・学生支援課へ提出し、学生部委員会を経て教授会で審議され、学長が決定している。休学の理由として最も多いのは進路再考、次に経済的困窮であり、この2つでほとんどを占める。そのほか病気療養あるいは心身衰弱が年間で1～2人程度である。進路再考の学生に対しては担当教員が、経済的困窮の学生には学生支援課が、心身に疾患を抱える学生に対しては学生相談室及び保健管理センター等とが連携して対応する体制をとっている。

また、休学した学生に対しては、「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が本人及び保護者と連絡を取りつつ、必要に応じて三者面談を行う等、相談に応じている。場合によっては医療機関と連携を取り、復学に向けてサポートをする等、複数の関係部署と連携しつつ、個々の学生の事情にあわせて柔軟に対応している。

表 3-2-2 休学者数(各年度とも3月末時点)

	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
休学者数	3人	6人	5人	7人	4人	13人	5人	6人

7) 留年者への対応

在籍4年で卒業できなかった留年者数は、表3-2-3の通りである。留年者に関しては、教務委員会で要因等を分析した上で、「専門演習」担当教員が中心となり、「進路研究演習(Cナビ)」担当教員と協働して学修及び生活の指導を行っている。具体的には、履修状況調査の結果を活用するとともに、学期末ごとに単位取得状況を逐次把握して、履修指導及び単位取得のためのアドバイスを行う等の学修指導や、アルバイト過多になっているのではないかな等の生活指導を行っている。なお、例年、わずかの単位不足で留年する学生がおり、前期後期の履修登録の指導に際しては、教務課職員も学生に注意を促す電話連絡を行う等、教員と職員が協働して支援している。

表 3-2-3 留年者数(各年度とも5月1日時点)

	令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度	
	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部	法学部	経営学部
留年者数	14人	14人	13人	9人	10人	7人	8人	7人

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程におけるキャリア教育については、「キャリア支援の方針」に基づき取り組んでいる。「進路研究演習(Cナビ)」をキャリア支援の中心とし、それに加えて様々な「進路支援科目」を配置している【3-3-01】【3-3-02】。

「進路研究演習(Cナビ)」は、1年から4年まで同一の教員が担当する必修科目である。自己のキャリアを形成していくために必要な知識、情報、意欲そして態度の育成を目的に、①社会観・職業観の醸成、②キャリア設計能力の育成、③職業能力の養成を目指している。授業方法としては、ガイダンス・講演や各種試験のほか、フィールドワーク、プレゼンテーション、グループワーク等のアクティブラーニングを取り入れるように工夫している【3-3-03】。

「進路支援科目」には、各種資格取得支援科目だけでなく、「インターンシップ」や「特別講座(Wスクール)」も含まれている。

「インターンシップ」を受講する学生には、県の委託を受けた運営サイトが提供する受入れ先や大学独自に開拓した受入れ先等での職業体験、事前・事後の学習や研究発表を課している【3-3-04】。「特別講座(Wスクール)」には主に公務員を目指す学生と教育職員を目指す学生のための2種類がある。1年次より何度も受講してよいが、卒業単位として認められるのは4単位までとしている【3-3-05】。

表 3-3-1 進路支援科目

科 目 名	学部	単位数
インターンシップ	法・経営	2
ボランティア	法・経営	2
ビジネスコンピューティングセミナー	経営	2
I TパスポートセミナーA	法・経営	2
I TパスポートセミナーB	法・経営	2
T O E I C セミナー L R	法・経営	2
法資格セミナー基礎	法	2
法資格セミナー応用	法	2
実践防災学(防災士養成講座)	法	2
医療事務セミナー	経営	2
特別講座A(Wスクール公務員)	法・経営	4
特別講座B(Wスクール教職)	法・経営	2

②キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援体制は就職総合対策本部会議を中心にして、教育課程内の支援はCナビ運営委員会、インターンシップ委員会、Wスクール運営委員会が、教育課程外は就職総合支援センター、「Sun18° 塾(学内塾)」、教員養成センターが担当している【3-3-06】。

就職総合支援センターでは、国家資格である「キャリアコンサルタント」の資格を持つ職員 2 人が在籍しており、C ナビ運営委員会と連携しながら、正課として就職ガイダンス等を提供しているほか、通常業務として、就職活動全般に関する個別相談、「就職の手引き」の発行、「学内インターンシップフェア」や「学内企業研究会」「就活身だしなみ講座」等の開催、保護者懇談会での就職相談等を行っている。さらに、ハローワークからの非常勤キャリアカウンセラーによる相談対応も行っている。

また、従来から大手就職情報サイト「リクナビ」「マイナビ」と提携した就職ガイダンスを実施しているが、令和 8(2026)年度から新たに「キャリアタス UC」を活用した学校独自の就活サイト「宮崎産業経営大学キャリア支援ナビ」を導入し、キャリア支援体制を充実させている【3-3-a】。

「Sun18° 塾(学内塾)」は資格・免許取得や希望進路実現を目指す学生を集めて教員が課外に指導する本学独自の取組みである。「Sun18° 塾(学内塾)」は進路や資格別に全部で 12 あり、学生の自主性を促しながら、熱心な運営がなされている。

表 3-3-2 「Sun18° 塾(学内塾)」

塾 名	内 容
国家大計塾	国家公務員総合・一般職、国税専門官、労働基準監督官、裁判所事務官一般職、上級地方公務員、警察官、消防官等の公務員試験合格を目指すとともに幅広い教養を身につけることを目的とする。本塾では、知能領域(国語、英語)を交えながら、専門科目(経済・法律)を中心に学ぶ。
リーガル マイスター養成塾	法律専門職としての基本的知識を身に付け、司法書士試験、法科大学院入学試験、司法試験予備試験の合格を目指し、将来の優れた法曹となるための応用能力を醸成することを目的とする。本塾では、事例と法理論とを関連づけることを学ぶ。
宅建チャレンジ塾	宅地建物取引士試験の合格を目指す学生の受験支援をするとともに、実務も理解できるバランス感覚をもつ学生の輩出を目的とする。本塾では、受講生の習熟度に応じて、多種多様なプログラムを用意している。
ボランティア・ スタディ塾	学生による主体的な活動により、個々の学生が秘めている「やる気」を最大限に引き出し、資格取得や様々な自己研鑽に結び付けることを目的とする。本塾は、学生のあらゆる興味に対応し、どのような目標であれ、自分たちで自主ゼミ(勉強会)を立ち上げ、自ら研究しお互いに研鑽を積むことを基本とする。

青年実業家養成塾	将来、起業や家業の継承を目指す学生、地域活性化のための戦略立案などに携わってみたい学生が中心となって、起業や経営戦略について学ぶことを目的とする。本塾は、前期は経営や企業に関する座学を実施し、後期は、起業家との交流やビジネスプランコンテストの観覧、その他フィールドワークを企画している。
IT リーダー塾	情報関連の企業への就職、情報科の教員として活躍できる人材育成、それに役立つ資格取得(Python 3 エンジニア認定基礎試験、G 検定(ディープラーニング)、データサイエンティスト検定、基本情報技術者)を目的とする。本塾は、原則として毎週 1 回、その他随時実施している。
税務会計塾	税理士試験科目、日商簿記検定、ビジネス会計検定等の合格、簿記会計に強い商業科の教員、簿記会計を強みに就職をしたい学生を育成することを目的とする。本塾は、資格ごとにスケジュールを組み立てている。日商簿記 1 級対象クラスは、講義科目(「会計学」、「上級簿記」、「財務諸表論」)と連動し、加えて放課後に講義を実施している。
観光・旅行塾	将来、観光産業で働くことを目標としている学生に対して国内旅行業務取扱管理者やみやざき観光・文化検定の合格を支援し、さらには地域の方と協力しながら観光客の誘致に取り組むことを目的とする。本塾では、資格取得に関しては観光関連科目とも連動させながら過去問題を中心に学年別に学んでいる。
田園都市 デザイン塾	地方で生まれ育った若者が自分たちの経験と地域外から取得する新しい視点を融合させ、学生たち自らが地域振興そして地域ならではのビジネスモデルに関して活動を通じて考えていくことを目的とする。本塾は、課題処理型の指導ではなく、あくまでも学生たちの創発性を養うことに重きを置いており、ワークショップ形式の活動スタイルを中心とする。
医療関連塾	社会医療保険制度、診療報酬制度、医療の特徴や患者接遇の基礎など医療事務に必要な知識を学び、医療関連分野や同じく公的保険制度を中心に運営されている介護福祉分野などの進路へ進む学生の興味を促進し、基礎知識を習得させることを目的とする。本塾は、週 1 回水曜日に勉強会を開催し、医療制度及び診療報酬制度について学んでいる。

教員養成塾	学校教員としての優れた資質能力を養うこと、加えて在学中に中学校・高等学校の保健体育、幼稚園、小学校、特別支援学校の一種もしくは二種の教員免許状を、星槎大学及び神戸親和大学の通信教育の課程を通じて取得することを目的とする。本塾では、免許状取得を確かなものとするため、通信制課程を受講する本学学生全員を入塾させ、支援・指導を行っている。
情報数学塾	入学者が高校で受けてきた数学教育の内容には顕著な多様性が見られる。微分法とその応用方法など、エコノデータサイエンス学科で必須となる手法についての入学者間の学力差は本人のみの努力によって解決することが難しい。そこで、学生間の数学能力の格差を縮減するとともに学生全体の数学能力の向上を目的とする。本塾は、専門教育科目と連携して、学生の個人ごとの学力に配慮して数学能力の相違を補完するための授業を実施する。

また、教員養成センターは教育職を目指す学生のために「教員採用試験対策講座」を開講している。この講座は1年から3年まで履修した教職関係の授業内容を、教員採用試験突破を目標に整理し、アクティブラーニングなど、実際に学校現場が求める実践力の養成を目指し、2月から採用試験が実施されるまでの間、開講している【3-3-07】。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

1) 組織体制

学生生活支援に関しては、「学生生活支援の方針」に基づき取り組んでいる【3-4-01】。学生サービス・厚生補導のための組織としては、学生部委員会と学生支援課を中心に、保健管理センター、学生相談室がある。これらの学内組織は相互に連携し、「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」担当教員とも連携して、学生サービスと厚生補導にあたっている。

学生部委員会は学生部長を委員長とし、両学部から選出された学生部委員により構成されている。学生の身分及び厚生補導等に関する重要事項について、定期的及び臨時に会議を開催している【3-4-02】。

また、万一、学生に不祥事が起こった場合には、他の学生が安心して大学生活を送れるように「宮崎産業経営大学学生懲戒に関する規程」に基づき対応している【3-4-03】。

2) 健康相談

学生の健康面の相談や支援は、主に保健管理センターと学生相談室、学生支援課が窓口として対応している。保健管理センターには、学生が怪我をした場合等の応急処置対応のため、看護師(令和4～5(2022～2023)年度)、保健師(令和6～7(2024～2025)年度)が1人常勤している【3-4-a】。

保健管理センターは「学校保健安全法」に基づき、全学生を対象に定期健康診断を年1回実施し、学生の健康状態チェック、疾病の早期発見を目指している。令和4(2022)年度における受診者は994人であり、これは在学生の94.2%に相当する。令和5(2023)年度は934人(受診率92.9%)。令和6(2024)年度894人(受診率92.7%)。令和7(2025)年度は884人(受診率92.9%)である【3-4-b】。健康診断の結果は、全学生に返却するとともに必要に応じて再検査や専門医療機関への紹介を行っている。健康診断結果を通じて、健康的な生活の維持向上に関する意識を高めていけるように配慮している。

また、毎月ニュースレター「保健管理センターからのお知らせ」を発行しており、季節ごとの健康に関する情報提供や感染症予防等、注意喚起を継続的に行っている。教職員に配付するとともに学生向けには掲示板に掲示している。令和7(2025)年7月からは学内ポータルサイトでも閲覧できるようになった【3-4-c】。

さらに、保健管理センターは、スポーツ祭、大学祭、オープンキャンパス等において、救護の対応にあたっている。

身体に障がいのある学生への支援としては、前述(3-2-②-3))のとおり、施設・設備面の整備を進めているほか、個別に特別な対応を希望する学生に対しては、学内の各委員会での検討を踏まえて具体的な対応を決定し、授業及び試験の際に当該学生の状況に合わせた合理的配慮を行っている。

本学では、新型コロナウイルスが2類の期間中は毎日2回の講義室の消毒や出入口の体温測定器・アルコール等の手指消毒薬の設置、毎日の検温等、感染防止に努めてきた。令和5(2023)年5月に5類に移行してからは、毎日1回の講義室の消毒、アルコール等の手指消毒薬の設置、講義室の換気を継続しているほか、マスクの着用は個人の判断としながら感染予防に取り組んでいる。

3) 心的支援

心理面での相談や支援については、学生の多様性にも配慮しながら保健管理センターや学生支援課が窓口として対応し、学生相談室につないでいる。

学生相談室は、保健管理センターと同じ建物内の2階にあり、学生が行きやすく人目につきにくい位置にある。公認心理師・臨床心理士の資格を持った非常勤職員が週1回在室し、相談を受けることができる。それ以外の時間は、令和6(2024)年度までは公認心理師の資格を有する心理学の教員が、令和7(2025)年度以降は保健師が対応している【3-4-d】。

学生相談室での面談は原則として予約制で、職員が常駐している保健管理センターにおいて直接申し込みができる。また、メールでも予約を受け付けている。

学生相談室の利用方法については、新入生には入学時のオリエンテーションで、在生には掲示板及びホームページで告知している。令和4(2022)年度における学生相談室の年

間利用件数は 51 件、令和 5 (2023)年度は 73 件、令和 6(2024)年度 49 件、令和 7(2025)年度は 43 件である【3-4-b】。

保健管理センターは、新入生オリエンテーション時に新入生全員にストレスチェックを実施し、その結果を学生相談室の職員と共有するとともに、1 年次の担任である「進路研究演習(C ナビ)」担当教員へ通知し、早期に注意を要する学生を把握できるようにしている。各「進路研究演習(C ナビ)」担当教員は必要に応じて面談を実施するなど、保健管理センターと協力しながら様々な問題に対応している。2 年次以降は、「専門演習」担当教員とも連携をとって対応している。

4) 生活相談

生活相談については、学生支援課が中心となり対応している。学生支援課は 5 号館 1 階にあり、以下の業務に関する窓口となっている。

- ・学生サービス全般に関すること。
- ・クラブ活動・サークルに関すること。
- ・学生の集会、掲示及び広報活動に関すること。
- ・学生の表彰及び懲戒に関すること。
- ・奨学金に関すること。
- ・通学定期券及び旅客運賃割引証(学割証)に関すること。
- ・アパート、下宿等斡旋に関すること。
- ・遺失物、拾得物に関すること。
- ・アルバイトに関すること。
- ・通学車両の規制に関すること。

本学は、学生が安定した生活を送り、学修に専念できるよう、居住に関する支援を行っている。学生寮については、寮に準じる居住形態として大学近辺のアパートを大学が借り上げ、低家賃で学生に提供し、管理は総務課が行っている【3-4-e】。

表 3-4-1 学生寮 入居状況

	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
かのう寮	8 人	14 人	10 人	11 人
きよたけ寮	15 人	9 人	14 人	19 人
たいよう寮	14 人	17 人	16 人	19 人
合計	37 人	40 人	40 人	49 人

この他、近隣の廉価なアパート等の斡旋を学生支援課で行い、大学のホームページには「学生寮・アパート紹介」のコーナーを設けている。この中で「学生寮の案内」では学生寮の詳細な内容を確認できるようにし、「アパートの案内」では個人でアパートを借りる

際の注意事項に加え、登録不動産会社のホームページに繋いで具体的な物件を見ることができるようにしている【3-4-f】。

5) 課外活動支援

課外活動の団体は、学友会に所属している。学友会は学生の自治組織であり、学生自身が企画立案を行い、部・同好会の運営やスポーツ祭、大学祭の開催にあたっている。学友会は組織上、合同役員会、文化団体連合会、体育会に分かれている。令和8(2026)年5月1日現在、文化系は8団体、体育会系は13団体が所属している。さらに同好会が9団体ある【3-4-g】。

施設面での学友会への支援として、文化団体連合会及び体育会に所属するすべての部・同好会と学友会事務室のためにサークル棟の個室を提供している。サークル棟は学生主体での適正で有益な利用を認めている。また、運動部には体育館及びトレーニング室の適切な活用を許可している【3-4-04】。

経済面では、8つの運動部(硬式野球部・サッカー部・バスケットボール部・柔道部・剣道部・空手道部・新体操部・サーフィン部)を強化指定クラブとし、これらに対しては助成補助費として年間に計400万円の支給を行っている【3-4-h】。また、本学の後援会からは、遠征費用を補助するスポーツ奨励金を支給している。これらの強化指定クラブのいくつかは、毎年全国大会、九州地区大会において優秀な成績を収めている【3-4-i】【3-4-j】。学友会主催のスポーツ祭・大学祭に対しても本学の後援会から支援する体制になっている。

6) 経済支援

学生に対する経済支援の中心は、奨学金制度と特待生制度である。

奨学金の利用については、学生支援課を窓口として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種奨学金(宮崎県育英資金、鹿児島県育英財団、福岡県教育文化奨学財団、あしなが育英会、壽崎育英財団)への申し込みを受け付けている。

また、総務課を窓口として教育ローンによる学費分納制度等を、必要に応じて紹介している。

入学試験を利用した特待生制度については、成績優秀者を対象とした特待生や強化指定クラブのスポーツ特待生、大学入学共通テスト利用選抜における学費免除制度を設けている。また、本学では経済的に就学の困難な本学受験者に対して国の高等教育の修学支援制度を利用することで、入学金・授業料を減免できる特待生制度(C特待・D特待)を設けており、この枠を活用して入学する学生への支援・配慮を適切に行っている【3-4-05】。

天災その他不慮の災害により学資の支払いが困難な学生に対しては、経済的負担を軽減することを目的に学費等の減免制度を設けており、申請のあった学生への支援・配慮を適切に行っている【3-4-06】。

その他の経済的支援としては、学生支援課が学生に対して適切なアルバイト情報を、総務課が教育ローンの案内を適宜行っている【3-4-07】。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1) 校地、校舎

大学設置基準との校地、校舎の比較及び大学主要施設の概要は、表 3-5-1、表 3-5-2 の通りである。本学の校地面積及び校舎面積は、いずれも設置基準上必要とされる面積を十分に満たしている。

表 3-5-1 大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
113,724.6 m ²	8,000 m ²	15,723.3 m ²	6,610 m ²

表 3-5-2 宮崎産業経営大学主要施設の概要

名 称	建物面積(m ²)	構 造	主 要 施 設
1 号館 (マップ①)	4,109.8	鉄筋 6 階	理事長室、学長室、学部長室、学長室長室、会議室、応接室、総務課、入試広報課、教員研究室、講義室(法廷教室)、印刷室、資料室、作業室、Sun18°塾(学内塾) 室
キャリアサポート会館 (マップ②)	603.0	鉄筋 2 階	就職総合支援センター、保健管理センター、学生相談室、Sun18°塾(学内塾) 室
3 号館 (マップ③)	1,782.3	鉄筋 3 階	ゼミ室、講義室、Sun18°塾(学内塾) 室
4 号館 (マップ④)	1,027.4	鉄筋 2 階	使用せず
5 号館 (マップ⑤)	4,746.5	鉄筋 4 階	講義室、ゼミ室、情報センター、コンピュータ教室及びコンピュータ自習室、教務課、学生支援課、会議室、学生部長室
学生会館 (マップ⑥)	1,998.8	鉄骨 3 階	学生食堂、売店、学生ホール、レディ・サロン(女子学生談話室)、部室

附属図書館 (マップ⑦)	2,482.9	鉄筋 2 階	閲覧コーナー、書架スペース、資料 庫、AV ルーム、学園史ギャラリ ー、ラーニング・コモンズ、インタ ラクティブ・サロン、会議室、事務 室
体育館 (マップ⑧)	1,988.1	鉄筋 1 階	アリーナ、会議室、倉庫
トレーニング室	178.0	鉄筋 1 階	各種トレーニング機具設置
弓道場 (マップ⑨)	111.4	鉄骨 1 階	
サークル棟	406.6	鉄骨 1 階	各部室
管理室・倉庫等	48.7	鉄骨 1 階	
合計	19,483.4		

図 3-5-1 宮崎産業経営大学の校地・校舎の配置概要



なお、マップ(図 3-5-1)中の左側⑩は大学グラウンドである。⑩武道館、右上⑪は野球場、右側⑪は人工芝サッカーグラウンドであり、高等学校専用であるが、本学のクラブ活動等でも利用している。また、自動車や自転車・バイクによる通学者のために、教職員と共用で駐車場 400 台、駐輪場 450 台のスペースを確保している。

令和 6(2024)年度には 1 号館内に法廷教室を整備し、より身近に、よりリアルに裁判の仕組みを体験し、学修してきた成果を活用することができるようにした。

また、女子学生から授業時間外に休息できる場所の要望があったことに応じて、学生会館 2 階にレディ・サロンを設置している。レディ・サロンには、ソファ等を配置し、女子学生が、くつろげる場所になっている。さらに、5 号館 2 階にパウダールームを設けており、快適な環境で化粧室を利用できるようにしている。

2) 学修環境の管理・運営

本学の施設設備等の管理・運営については、総務課が行っている。施設設備の保守点検等は外部業者に委託しており、法令に基づいて、電気設備保守、消火設備機器、エレベーター保守、高架貯水槽の清掃・点検を実施している。キャンパス内の清掃、ゴミの収集、緑地管理等も外部委託している。構内設置のエレベーターについては耐震基準に対応しており、遠隔監視診断装置により 24 時間、安全に管理されている。また、正面玄関・体育館・5 号館に AED(自動体外式除細動機)を設置している。

学内では、本学に通うすべての学生の安心・安全を守るために、令和元(2019)年度より「健康増進法」の改正に伴い、キャンパス内での全面禁煙を実施している。また、地震や火災等の緊急時に備えて、毎年 1 回の避難訓練を行っている。さらに、令和 6(2024)年度には、盗難等の防止のため駐輪場に防犯カメラを設置した。

3) 体育施設

体育施設は、体育館、トレーニング室、大学グラウンド(300m トラック、14,213 m²)、テニスコート(全天候型人工芝コート 2 面、1,276 m²)、弓道場(111.4 m²)を有している。また、高校専用の施設である武道館(913 m²)、野球場(13,402 m²)、人工芝サッカーグラウンド(18,371 m²)は、本学もクラブ活動等で利用している。

体育館及びトレーニング室は、学生支援課が管理しており、体育館は、授業のほか、課外活動や一般学生の利用に供している。課外活動での体育館利用は事前予約制としており、1 か月前から学生支援課で手続きができる。予約が無い時間帯があれば、学生支援課に申請することで一般学生や教職員も利用できる。体育館の使用状況は、バスケットボール部・新体操部・空手道部の使用が多い。トレーニング室も体育館と同様、事前の予約制としている。使用状況は、バスケットボール部・硬式野球部・サッカー部の使用が多い【3-5-01】。

なお、大学敷地内にある人工芝サッカーグラウンドで令和 6(2024)年 4 月に落雷事故が発生したため、令和 7(2025)年 8 月に落雷を抑制する効果の高い避雷針(PDCE 球体避雷針)4 基を設置し、学生等が安心して競技に打ち込める体制を整備した【3-5-a】。

4) 情報関連施設

情報関連施設は、5 号館 2 階に情報センター及びコンピュータ教室・コンピュータ自習室・ノートパソコン用実習教室を設置し、情報機器の整備・維持管理及び情報関連の授業と課外学修の支援サービスを行っている。

コンピュータ教室は、2 教室、合計 88 台のコンピュータを設置している。隣接しているコンピュータ自習室には、20 台のコンピュータを設置しており、学生は、開講期間は平日 9 時～19 時、閉講期間は平日 9 時～17 時の間、いつでも利用可能となっている。ノ

ートパソコン用実習教室は、2 教室設置しており、教員用コンピュータ 1 台及び各座席に電源・情報コンセントが敷設され、本学の学生が必携としているノートパソコンを使用した講義が可能となっている。また、令和 7(2025)年に 3 号館 1 階 3101 教室を 72 人収容可能な中間モニター設置教室へと改修を行った。

3 号館・5 号館・図書館・キャリアサポート会館・学生会館には、無線 LAN(Wi-Fi)を敷設しており、学生及び教職員であれば無線 LAN(Wi-Fi)機能を持つ情報機器からのネットワークアクセスを可能としている。

こうした ICT 環境については、新入生オリエンテーションで説明を行っている【3-5-02】。

②図書館の有効活用

附属図書館は、平成 8(1996)年に整備され、館長以下 3 人(教員 1 人、職員 2 人)が運営管理にあたっている。また、両学部の教員で構成する図書館委員会を設け、図書資料の収集・管理・運用に関する事項を審議している。図書資料は、蔵書約 11 万冊、学術雑誌 255 冊、DVD 等の視聴覚資料約 2,000 点を所蔵している【3-5-03】【3-5-04】【3-5-05】【3-5-06】。

令和 7(2025)年度の開館日数は 237 日、年間入館者数は 37,614 人である。

開館時間は、開講期間が月曜日～金曜日の 9 時～19 時まで、閉講期間が 9 時～17 時までとしている【3-5-07】。

学外者の利用については、感染症の予防を考慮し、停止している。なお、学外者から利用申請があるときは、館長が判断している。

令和 4(2022)年には、図書館 1 階のラーニング・コモンズを 2 階に移設し、新たに 1 階にはインタラクティブ・サロン(学生談話室)を設置して、「専門演習」やグループ学習で使用するための整備拡充を行った【3-5-b】。

③施設・設備の安全性・利便性

本学の施設については、新耐震基準で建築したもの及び旧耐震基準での建築だが耐震診断実施済みのものであり、耐震化率は 100%となっている【3-5-08】。

バリアフリー対応としては、1 号館、キャリアサポート会館、5 号館、図書館の 4 棟にエレベーターを設置している。また、キャリアサポート会館、5 号館、図書館、体育館の 4 棟に車椅子用の多目的トイレを合計 5 か所設置している。車椅子用スロープ(渡り廊下を含む)は、すべての建物に設置し、令和 7(2025)年度には、1 号館 2 階のスロープ改修工事を行った。また、学内トイレについては、衛生面・利便性を踏まえて、洋式トイレに随時移行している。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、小規模大学であるため、学生一人ひとりの顔を教員・職員がお互いにわかり、また、必修科目である「進路研究演習(C ナビ)」と「専門演習」による二重の学修支援体制を整備しており、入学から卒業まで継続的に学生を支援している。少人数クラスによ

る、きめ細かな指導に加え、履修状況調査や単位取得状況の把握を通じて、学修に課題を抱える学生の早期把握と指導を行っており、教職協働による学修支援体制が機能している。

また、e-learning システム Moodle を全科目で活用し、授業資料の提供や課題提出、教員と学生の双方向的なコミュニケーションを可能とするなど、ICT を活用した学修支援を実施している。

さらに、キャリア支援においては、「進路研究演習(C ナビ)」を中心とした体系的なキャリア教育を実施するとともに、「インターンシップ」や「特別講座(W スクール)」などの「進路支援科目」を設けている。また、教員が課外で指導する「Sun18° 塾(学内塾)」を設置し、資格取得や進路実現に向けた自主的な学修を支援するなど、本学独自の取組みを展開している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

入学者数の増加により、法学部・経営学部とも収容定員を超過している状況が見られるため、適正な定員管理を行う必要がある。

また、休学者や中途退学者が一定数発生しており、その要因に応じた一層の支援を図っていく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

収容定員超過については、入学者の適切な調整を行い、定員管理の適正化を図っていく。

休学者や退学者の減少に向けては、履修状況調査や単位取得状況の把握を通じた早期支援を図っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学のディプロマ・ポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的に基づき、かつ変化の著しい現代社会の要請(グローバル化・DX)及び本学の強み(キャリア教育・教員養成)を踏まえて大学協議会で策定した。そのディプロマ・ポリシーに基づき、各学部が学部独自のディプロマ・ポリシーを教授会で策定した【4-1-02】【4-1-03】。それらのディプロマ・ポリシーは在学生に対してはシラバスや「法学部法律学科履修の手引き」「経営学部経営学科履修の手引き」「経営学部エコノデータサイエンス学科履修の手引き」「Campus Guide(キャンパスガイド)」で、入学希望者に対しては「大学案内」で、外部に対してはホームページに掲載し、周知を図っている【4-1-01】【4-1-04】【4-1-05】【4-1-06】【4-1-07】【4-1-08】【4-1-09】。

大学のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

- (1) 豊かな個性・人間性、深い知性・教養、及び国際的視野(人間性・教養・国際性)
- (2) 主体的に実践、行動する力(能動性・行動力)
- (3) グローバル化や情報化の更なる進展に伴う DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな時代変革に対応できる柔軟性を備え、現代の社会における課題を見つけ、解決・改善に向けて主体的に対応する力(課題発見力・問題設定力・思考力・ソリューション提案力)
- (4) 地域社会のみならず国内外の広いフィールドで中核的な人材として活躍するための専門的な知識、技能、読む力、考える力及び判断力(専門力・読解力・思考力・判断力)
- (5) 「キャリア教育」を踏まえた自己分析力、チャレンジ精神と職業観の醸成(自己のキャリア形成力)
- (6) 「教職課程」を踏まえた教育職として、これからの社会を担う個性豊かで多様な人材育成力(人間愛・教育的実践力)

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

各学部は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定を行っている。単位認定基準は「宮崎産業経営大学学則」(第 23 条、第 37 条、第 41 条)及び「宮崎産業経営大学法学部履修規程」(第 19 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条)、「宮崎産業経営大学経営学部履修規程」(第 19 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条)に定め、「Campus

Guide(キャンパスガイド)」に掲載し、配布・周知している【4-1-13】【4-1-14】【4-1-15】。シラバスには、各科目において「成績評価方法・評価比率・到達目標との対応」、「成績評価基準」及び「ディプロマ・ポリシーとの関連」を掲載している。また、シラバスには「総合教育科目」、各学部の「専門教育科目」、「自由科目(教職課程科目)」ごとに、「カリキュラムマトリックス」を一覧表で表示している。担当教員は、「宮崎産業経営大学学則」(第23条、第37条の2、第42条)及び各学部の履修規程(第2条、第11条、第12条、第13条)を踏まえつつ、シラバスに記載した「授業の到達目標」、「成績評価方法・評価比率・到達目標との対応」、「成績評価基準」に沿って学修を評価している。

また、単位認定基準に関する組織的な運営については、各学部の教務委員会及び教授会にて対応し、厳正に評価している【4-1-16】【4-1-17】。

なお、本学の各学部では進級制度は設けていないが、教務委員会では学期ごとに単位修得状況が低く、注意・指導を要する学生をリストアップし、教授会で報告している。これらの学生には、「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」担当教員とともに、各運動部の部長及び監督にも配布し、多面的な学生指導を実施している。

卒業認定も、ディプロマ・ポリシーを踏まえて行っている。卒業認定は、「宮崎産業経営大学学則」(第42条)及び各学部の履修規程(第2条)に定め、「Campus Guide(キャンパスガイド)」に掲載し、配布している【4-1-8】【4-1-10】【4-1-11】【4-1-12】。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、卒業のために必要な単位数を修得した者に卒業を認定し、学位を授与している。卒業認定は、各学部の教務委員会で原案を作成し、教授会及び大学協議会の議を経て、学長が認定している【4-1-16】【4-1-17】【4-1-18】。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学全体のカリキュラム・ポリシーは、大学協議会で策定し、これを踏まえて各学部のカリキュラム・ポリシーを教授会で策定し、大学協議会で決定している【4-2-02】【4-2-03】。大学・学部のカリキュラム・ポリシーは、建学の精神および使命・目的を踏まえるとともに、ディプロマ・ポリシーに則り策定している。

大学全体のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を身につけることができるよう、教育課程は「総合教育科目」と「専門教育科目」の区分のもと、併せて「キャリア教育」と「教職課程」を含めて総合的かつ体系的に編成します。

- (1) 「総合教育科目」は、豊かな個性・知的教養、及びグローバル化や情報化の更なる進展に伴う DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな時代変革に対応できる資質を涵養するために、また、各学部の専門教育において求められる基礎的な知識や思考能力を養成するために、総合講座、情報、外国語、人間形成、スポーツ・健康の区分のもと、幅広く科目を配置します。
- (2) 「専門教育科目」は、各学部における専門的な知識・技能を段階的に養成するとともに、グローバル化や情報化の更なる進展に伴う DX(デジタル・トランスフォーメーション)等の新たな時代変革に対応できる資質を養うために、「基礎専門科目」、「専門科目」の講義科目、及びきめ細かな指導を行う「演習」科目を配置します。また、学部の枠を超えて専門的な知識・技能を養成するという観点から、「関連科目」を配置します。
- (3) 「キャリア教育」は、学生一人ひとりの夢の実現を導く本学独自の4年間一貫の「進路研究演習(Cナビ)」を基軸として、「進路支援科目」(「特別講座(W スクール)」含む)や「学内塾(Sun18°塾)」等による公務員試験及び各種資格試験等の対策プログラムを配置します。また、就職総合支援センターとの密接な連携を図り、全学生から進路未決定者を無くし、全学生が就職(進学含む)できる指導を提供し支援します。
- (4) 「教職課程」は、教育職員免許法及び関連法を踏まえて教員免許状の授与を受けるのに必要な単位が修得できるよう所定の科目等を配置します。また、他大学との提携を通じて取得できる教職特別プログラムを提供し支援します。

カリキュラム・ポリシーは、在学生に対してはシラバスや「法学部履修の手引き」「経営学部経営学科履修の手引き」「経営学部エコノデータサイエンス学科履修の手引き」「Campus Guide(キャンパスガイド)」で、入学希望者に対しては「大学案内」で、外部に対してはホームページに掲載し、周知を図っている【4-2-01】【4-2-04】【4-2-05】【4-2-06】【4-2-07】【4-2-08】。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学全体・各学部とも建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定した。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに明示した資質・能力を養成するための体系的教育課程の編成と実施の方針を大学全体・学部ごとに定めている。

シラバス及び両学部の「履修の手引き」には、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応一覧表である「カリキュラムマトリックス」を掲載している。また、各科目のシラバスにおいて、「ディプロマ・ポリシーとの関連」を明記している。科目ごとに、どのような資質・能力を身につけることができるかを示すことで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している【4-2-09】。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに沿って、学部ごとの教務委員会の議を経て、教授会において教育課程を体系的に編成している【4-2-12】【4-2-13】。履修に関する規則としては、「宮崎産業経営大学法学部履修規程」、「宮崎産業経営大学経営学部履修規程」を整えている【4-2-10】【4-2-11】。

本学の教育課程は、「総合教育科目」と「専門教育科目」に区分のもと、併せて、「キャリア教育」と「教職課程」を含めて、総合的かつ体系的に編成している。

「総合教育科目」は、豊かな個性・知的教養及び新たな時代変革に対応できる資質を涵養するために、また各学部の専門教育において求められる基礎的な知識や思考能力を養成するために、「総合講座」、「情報」、「外国語」、「人間形成」、「スポーツ・健康」の区分のもと、幅広く科目を配置している。

「専門教育科目」は、各学部における専門的な知識・技能を段階的に養成し、時代変革に対応できる資質を養うために、「基礎専門科目」、「専門科目」の講義科目、きめ細かな指導を行う「演習」科目を配置している。また、幅広く専門的な知識・技能を養成するという観点から「関連科目」を配置している。

「キャリア教育」としては、学生一人ひとりの夢の実現を導く本学独自の4年間一貫の「進路研究演習(Cナビ)」を基軸に、「進路支援科目」や正課外の「学内塾(Sun18°塾)」を設置している。

「教職課程」としては、教育職員免許法及び関連法を踏まえて教員免許状の授与に必要な単位が修得できるように所定の科目等を配置している。

シラバスには、科目名、担当者、単位数、配当年次などの基本情報の記載の他、「ディプロマ・ポリシーとの関連」、「授業の概要」、「授業の到達目標」、「授業計画・内容」、「授業外学修(事前事後の学修)」、「成績評価方法・評価比率・到達目標との対応」、「成績評価基準」等を記載し、学生は本学ホームページ上で自由に閲覧することができる。なお、シラバスは、全ての開講科目で作成している。シラバスの作成に当たっては、質を担保するために、シラバスの作成要領を共有して、時間的な余裕をもって作業をしている【4-2-14】。

学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、「宮崎産業経営大学法学部履修規程」(第5条)、「宮崎産業経営大学経営学部履修規程」(第5条)に履修制限を規定し、1年間に履修できる単位数を49単位に制限している。

④教養教育の実施

本学の教養教育は、法学部・経営学部共通の「総合教育科目」として設置しており、運営は総合教育科目主任を中心に、全学的な組織としての「総合教育科目担当者会議」が担っている【4-2-15】。

「総合教育科目」は、豊かな個性・知的教養、及びグローバル化や情報化の更なる進展に伴うDX等の新たな時代変革に対応できる資質を涵養するために、また、各学部の専門教育において求められる基礎的な知識や思考能力を養成することを目的に編成している。

「総合教育科目」では、基礎学力の向上を目指す「総合講座」、情報社会に対応する基礎的能力を身につける「情報」、外国語能力を高める「外国語」、幅広く深い教養と豊かな人

間性の涵養を身につける「人間形成」、健康の増進とスポーツ指導力の向上を目指している「スポーツ・健康」、そして「留学生対応科目」を配置している。このうち「人間形成」区分は、人文・社会・自然の3分野にわたって科目を設定している。全学生に対して「情報処理応用」2単位を必修とし、さらに「総合講座」から2科目4単位以上を選択必修と定めて、基礎学力の向上を図っている。

また、オーストラリア・ボンド大学、アメリカ合衆国・グアム大学等での語学研修については、実施後に申請があった場合に総合教育科目の2単位として認定することとし、語学研修への積極的な参加を促している。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、1年次から4年次の4年間必修である「進路研究演習(Cナビ)」を、1クラス20人以内のきめ細かなクラスで編成している。ここでは、プログラムのなかにフィールドワーク、プレゼンテーション、グループワーク、グループディスカッション等のアクティブラーニングを取り入れ、学生の能動的学修を図っている。「専門演習」は、2年次から4年次までの3年間必修とし、きめ細かな学修指導を行っている。また、特に法学部においては、令和6(2024)年度に設置した法廷教室を活用し、模擬裁判を通じて学生参加型の授業を行っている。

大学全体で1年次必修科目としている「総合教育科目」の「情報処理応用」および経営学部の1年次選択必修科目である「簿記論Ⅰ・Ⅱ」もしくは「上級簿記A・B」については、習熟度別クラス編成を行っている。アンケートに基づいてクラス分けを行い、高校での学修による習熟度に配慮したうえで、クラスレベルに合った学習内容にすることで学修効果を高めるように努めている。「情報処理応用」についてはクラスサイズを30人程度に抑え、情報機器の操作に未熟な学生には「情報処理基礎」を履修した後に「情報処理応用」を履修するよう、クラスを指定している。さらに「プログラミング演習」などとともにパソコン操作を必要とする科目については必要に応じてTA(テクニカルアシスタント)を付けている。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握と評価はアセスメント・ポリシーで明文化している【4-3-07】。本学のアセスメント・ポリシーは、「学生の学修成果を可視化することによって、本学の教育成果を測定・評価を踏まえて、本学の教育全体を改善・定着させていくための基本的な考え方」と位置付けている。三つのポリシーの測定・評価

に関して、「機関・教育課程レベル」、「科目レベル」に分類し、収集・分析する項目を明記している。学生の学修成果については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位修得状況、GPA(Grade Point Average)、免許・資格の取得、就職活動の状況等を把握している。学修成果の把握は、教授会、教務委員会をはじめとする各種委員会、「専門演習」、「進路研究演習(Cナビ)」担当教員が連携して行っている。IR推進委員会にてデータの集約・分析が行われ、その結果は自己点検・評価運営委員会を経て、学長に報告される【4-3-08】【4-3-12】【4-3-13】【4-3-14】。

また、学生には、「Campus Guide(キャンパスガイド)」、両学部の「履修の手引き」等を通じて、ディプロマ・ポリシーを伝え、学修を通じて高めてほしい資質・能力を提示している。両学部の「履修の手引き」には、GPAの値の見方について掲載し、自らの学修評価を理解するように促している。各科目レベルにおいては、シラバスにおいて科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を明確にして、学生に求める到達度を明記している【4-3-01】【4-3-02】【4-3-03】【4-3-04】【4-3-05】【4-3-06】。

本学が実施している学修成果の把握・評価のために実施した調査は、以下のとおりである。IR推進委員会において情報が集約されるとともに、各委員会、各学部、各事務組織を横断して教育現場で情報を活かしている。

1) 単位修得状況・履修状況及び GPA

在学生が新年度の履修登録を行う際、「専門演習」担当教員が学生の成績表と記載されている GPA の値(表 4-3-1)を参考にして履修指導を行い、履修届のチェックをして、教員が取りまとめて提出している。これにより「専門演習」担当教員は担当学生の単位修得状況・履修状況を一人ひとり把握・指導できる体制となっている。また、毎学期の初めに、前学期までの取得単位が少ない学生をリストアップし、各学部教授会において報告して情報を教職員間で共有し、「専門演習」担当教員を中心に指導を進めている。GPA は、本学の特待生継続審査の判定に利用している。このほか、各学期の中頃に全学生・全科目を対象とした履修状況調査を行い、特に履修状況が良好でない学生に早期に対応・指導するための資料として取りまとめ、「進路研究演習(Cナビ)」 「専門演習」担当教員にフィードバックしている。また、学生本人に成績表を郵送して、学生及び保護者に成績に関する情報共有を行っている。

IR推進委員会、自己点検・評価運営委員会においては、全学的な GPA を集約して、学生の学修状態を把握している【4-3-09】。

表 4-3-1 GPA の値について

GPA の値	学修・生活面の状況。
4.0～3.0	非常に優秀。問題はない。
2.9～2.0	問題はないが、セメスターごとに下がってきている場合は注意が必要。
1.9～1.0	ぎりぎり合格しているレベル。本人の学修姿勢により、急激に不合格が増える可能性もあり注意が必要。
0.9～	学修面、生活面で問題を抱えている場合が多い。指導対象にもなるため、学修状況や生活面でも見直しが必要となる。

2) 免許・資格取得

免許・資格取得については、「キャリア教育」、「教職課程」、各科目、「Sun18° 塾(学内塾)」で指導を行っている各担当者が状況を調査・把握している。令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度の免許・資格等の取得者数は、表 4-3-2 の通りである。

表 4-3-2 免許・資格等の取得者数(のべ数)

免許・資格等	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
中学校教諭一種免許状	8	4	8	7
高等学校教諭一種免許状	31	14	39	31
特別支援学校教諭一種・二種免許状	1	0	0	1
小学校教諭一種・二種免許状	2	2	3	1
幼稚園教諭一種・二種免許状	1	0	0	1
宅地建物取引士	0	1	0	4
日本商工会議所簿記検定 2 級	3	2	2	0
日本商工会議所簿記検定 3 級	3	2	2	3
大阪商工会議所ビジネス会計検定	0	1	0	3
税理士試験・簿記論	1	0	0	0
税理士試験・財務諸表論	0	1	0	0
Batic(国際会計検定：上級)	1	0	0	0
Batic(国際会計検定：初級)	1	0	0	0
IT パスポート	1	3	12	8
MOS(Word)	0	6	17	20
MOS(Excel)	10	9	16	35
MOS(PowerPoint)	0	1	0	0
MOS Expert1 (Excel)	0	3	4	0

3) 就職活動の状況

本学では、キャリア形成と就職指導に多くの支援体制を備え、企業への就職率 100%、進路未定者 0%を目指している。学生の希望進路と就職状況の把握については、就職総合支援センターと「進路研究演習(C ナビ)」担当教員が協働して行っている。3 年次には「進路研究演習(C ナビ)」において「就職・進路登録票」を作成し、担当教員がクラス分をまとめて就職総合支援センターに提出する。就職総合支援センターは、4 年次の学生を中心に就職活動の報告をさせるとともに、公務員採用試験報告書、就職内定届(就職現況報告書)、就職決定届を提出させている。夏から秋の時期には、就職総合支援センター職員と「進路研究演習(C ナビ)」担当教員が、4 年次クラス学生の就職活動状況について協議する場を設けて情報交換や報告を行い、指導に役立てている。これらの取組みの結果、令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度の企業就職希望者の就職率は表 4-3-3 の通り、毎年 99%以上の高い数値を達成している。

表 4-3-3 就職率

	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
就職率	99.0%	99.5%	99.5%	99.5%

4) 学生の意識調査等

教育内容・方法及び学修指導の改善に向けた全学的な取組みとして、両学部合同の FD 委員会が、学生による授業アンケートを、毎年度前期・後期いずれかの時期に、非常勤講師を含むすべての講義科目で実施している。このアンケートでは、教員の授業についての評価だけでなく、学生自身の取組み(出席状況・予習復習状況などを含む)も回答させ集計を行っている。

また、自己点検・評価運営委員会による卒業生(4 年次)アンケートでは、ディプロマ・ポリシーとの関連を中心に 4 年間の学修成果について聞き取っている【4-3-10】【4-3-11】。

②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果を踏まえたフィードバックとしては、「進路研究演習(C ナビ)」、「専門演習」担当教員が、所属学生の個人成績について年度初め及び前期終了時に情報を共有し、各科目の成績及び GPA の値を確認しながら、学生一人ひとりに対して個別指導を行っている。

各科目における取組みとしては、FD 委員会が実施している授業アンケートの結果が担当教員に返却され、担当教員は改善策を書き加えて FD 委員会へ提出することが義務付けられている。担当教員は、改善策として記載した内容を各自の授業の改善に反映させている。

4 年間の学修に関する成果については、卒業生(4 年次)アンケートを通じて、ディプロマ・ポリシーに沿った資質・能力を高めることができたかどうかを把握している。同時に、「総合教育科目」「専門教育科目」において、資質・能力を高めることができたかどうかも把握している。また、アンケートの中では、ディプロマ・ポリシーを実現していくために、どのような改善が必要かを尋ねている。卒業生(4 年次)アンケートの結果は、全学、学部、科目レベルにおいて、より良い教育内容・方法の模索、学修指導の改善につながっている。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、三つのポリシーを建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえて策定している。その上で、ディプロマ・ポリシーに沿った単位認定、卒業認定基準を学則・規程に定め、厳正に適用している。また、本学ではディプロマ・ポリシーに紐づけて作成したカリキュラム・ポリシーに従って、授業科目を体系的・順次的に編成し、開講している。

シラバスは、ディプロマ・ポリシーと各科目を紐づける重要な位置づけとして、教員と学生の意識を整える役割を果たしている。シラバスには、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を明示して、学生に対して学修成果の求められるレベルを提示している。

学修成果の把握と活用については、特に「専門演習」「進路研究演習(Cナビ)」担当教員による二重の支援体制を基軸に、学生の学修を促進するようなコミュニケーションが取れている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学が求める学修成果について、現在、学生に十分に伝わっていない可能性がある。4年間の学修を通じて、どのような学びをしてほしいかをより分かりやすく伝えていく必要がある。

各科目における学修評価については、学部ごとにディプロマ・ポリシーの実現がどの程度進んでいるのかを把握していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

上記の課題に対応するために、本学が求める学修成果をより分かりやすく届けていくための文書の作成を行う。

学修に関するアンケートの分析において、科目ごとの集計だけでなく、学部全体としてディプロマ・ポリシーがどの程度実現できているのかを把握していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の教学マネジメントを機能させるための最高機関は「宮崎産業経営大学学則」(第 57 条)に規定される大学協議会であり、「宮崎産業経営大学大学協議会規程」にのっとり、大学全般に関する重要事項を審議している【5-1-01】 【5-1-02】 【5-1-03】。

「学校法人大淀学園寄附行為施行細則」(第 7 条第 2 項)に「学長は、大学の校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する。」と規定し、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて権限を有し、かつ、責任を負うこととしている【5-1-04】。大学協議会も学長が議長となり、リーダーシップを発揮し、適切に運営している。大学協議会には、各学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、各学科長、教員養成センター長、情報センター長、各学部より選出された教員 1 人、その他学長が指名する者を構成員として配置し、さらに事務局長及び事務局各課長等が同席し、毎月定期的に行っている。卒業についての最終の審議は大学協議会で行い、学長が卒業を認定している。

このほか、学長自らが議長等を務める会議は、入学試験審議会、入試広報委員会、就職総合対策本部会議等がある。

入学試験審議会及び入試広報委員会では、各学部長をはじめ、学生部長、各学科長、総合教育科目主任、各学部から選出された委員及び事務局長を構成員として適宜開催され、入学者の選抜等を審議している。

就職総合対策本部会議では、各学部長をはじめ、各学科長、C ナビ運営委員長、各学部から選出された委員、プロジェクトリーダー(教員)、事務局長及び就職担当職員が構成員となり、キャリア教育の進捗状況や就職活動の時期を迎えた学生への対策等を総合的に協議している。

以上のように、学長自らがリーダーシップを発揮して各会議を運営しているが、学長を補佐する体制として学長室を設置しており、学長の戦略的事項の調査企画や学長の庶務・渉外に関すること、また、学内の総合的な調整事項についての企画・運営を行っている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

大学の主な審議機関として大学協議会のほかに各学部教授会を設置している。教授会は、「宮崎産業経営大学学則」(第 58 条)に規定され、各学部の教授をもって組織している。「宮崎産業経営大学学部教授会規程」(第 2 条)に基づき、教授が参加する教授会を学部長が議長となり、事務職員同席で毎月定期的に行い、大学運営に関する事項、教員の

採用や昇格等、重要事項について審議し、情報の共有化を徹底している。また、必要に応じて准教授、講師等も参加する拡大教授会を開催している【5-1-05】【5-1-06】【5-1-07】。

教授会は、「宮崎産業経営大学学則」(第 58 条)に規定されている事項について学長に意見を述べるものとしている。「宮崎産業経営大学学則」(第 58 条第 2 項)に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして定めるもの」については、「学長裁定」により教授会審議事項として定めており、学生の退学や賞罰に関する事項等が含まれている【5-1-08】。

③職員の配置と役割の明確化

本学では、「宮崎産業経営大学学則」(第 55 条第 1 項)に基づき事務局を設置しており、令和 8(2026)年 5 月 1 日現在で職員 30 人が配置されている。事務組織については、「宮崎産業経営大学事務組織規程」で定め、「宮崎産業経営大学事務分掌規程」において、その権限の分散と責任の明確化を図っている【5-1-09】【5-1-10】【5-1-11】【5-1-12】。学生支援を直接行う組織として教務課、学生支援課、就職課を配置し、さらに、学長室、総務課、入試広報課、図書課に事務職員を適切に配置し、教員の教育研究の支援体制を整えている。

職員の採用・昇任等に関しては、大学が属する学校法人大淀学園の「大淀学園就業規則」(第 4 条)、「大淀学園給与規程」(第 7 条)及び「初任給、昇格、昇給等の基準」により、「大淀学園就業規則」(第 18 条の 2)の「人事評価制度」に基づき、適切に行われている【5-1-13】【5-1-14】【5-1-15】。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

1) 基幹教員の配置

本学は法学部・経営学部在教育目的及び教育課程に即し、収容定員に応じて必要な教員を適切に配置している。令和 8(2026)年 5 月 1 日現在、基幹教員数は 45 人(授業を担当しない学長 1 人は含まない。以下同じ)で、大学設置基準に基づく必要な 42 人を満たしている。このうち法学部には 23 人(うち教授が 12 人)、経営学部には 22 人(うち教授が 13 人)が所属しており、教授の合計は 25 人で、大学設置基準に基づく必要な教授数 21 人を満たしている。なお、2 学部共通で開講する「総合教育科目」を担当する教員は、各学部に分かれて配置している。

必修科目における基幹教員担当率は、「総合教育科目」が 47.4%、「法学部専門教育科目」が 100%、「経営学部専門教育科目」が 100%であり、基幹教員以外の教員への依存率は低い【5-2-a】。

2) 教員の採用・昇任

教員の採用・昇任の基準は、「宮崎産業経営大学教員選考基準」に規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っており、その手続きについては、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程」に規定している。公募採用にあたっては、学部長及び学部長の指名した者 2 人で構成される教員審査委員会において、教育・研究業績、実務・社会貢献・管理運営等に関する業績等の視点から総合的に評価し、書類選考を行った後、採用候補者による模擬授業の実施と面接試験を行っている。書類選考及び模擬授業には教員審査委員会の求めに応じて、准教授以下の教員が加わることもある。審査結果は教授会で報告・審議され、その結果を学部長が大学協議会で報告し、審議されて、理事会に採用人事を提案し、理事会承認の上で、理事長による発令を行っている【5-2-01】【5-2-02】【5-2-03】。

教員の昇任についても、「宮崎産業経営大学教員審査委員会規程」及び「宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程」に基づき、採用と同様の手続きで行われている。学部長及び学部長の指名した者 2 人で構成される教員審査委員会において、選考対象者の担当科目、教育・研究業績、教育能力、管理運営能力、社会貢献等について昇任適格の可否を審査する。適格であると判定された者については教授会での審議、大学協議会での審議を経た後、理事会に昇任人事を提案し、理事会承認の上で、理事長による発令を行っている。

以上のことから、各学部には必要な数の基幹教員が配置され、教育研究上の目的及び教育課程に即した教育を実施できる体制が整えられている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD(Faculty Development)に関しては、「宮崎産業経営大学 FD 委員会規程」に基づき FD 委員会を設置している。この FD 委員会で「宮崎産業経営大学 FD に関する基本方針」を策定し、内部質保証を推進し、教育の質の向上及び学生の学修成果の向上を図るため、年度ごとに活動する項目を選定し、計画的に実施することになっている。主な取組みは、毎年 of 学生による授業アンケートと授業公開及び研修会・講演会の実施である【5-3-01】【5-3-02】【5-3-03】。

1) 学生による授業アンケート

毎年前期又は後期に、すべての講義科目を対象として行っている。アンケート結果は FD 委員会で集計し、学生による自由記述とともに各教員へフィードバックされており、教員は改善の方策を記載し、授業改善に努めている【5-3-04】。このアンケート集計結果は FD 委員会が報告書に取りまとめ、附属図書館に配架して自由に閲覧できるようにしている。

また、アンケート結果を検証し、各学部の教授会において報告を行っている【5-3-05】。

2) 授業公開

授業公開は、毎年各学部 5 人程度の教員が持ち回りで行っており、教員はおよそ 4 年に 1 回担当することになる。この公開した授業を、教員は少なくとも 1 回参観し、授業見学シートを記載して FD 委員会へ提出しており、授業担当教員に伝えられ、授業の改善・向上を促している【5-3-06】。

3) FD 研修

新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業の運用開始に伴い Moodle 及び Zoom の活用を円滑に進めるため、教員を対象とした講習会を開催し、遠隔授業を受ける学生がストレス無く受講できるよう教員の活用スキルの向上に努めた。新型コロナウイルス感染症が 5 類に変更された後も、新任の教員及び非常勤講師に対し講習会を実施しており、合理的配慮等によるオンライン受講を行う際に、支障なく運用されている【5-3-07】。

4) FD 講演会

授業改善活動推進の一環として FD 委員会主催の「FD 講演会」を令和 5(2023)年度から定期的に開催しており、「学生が主体的に取り組み、学び・学ぼうとする授業実践」や「認証評価制度」に関する理解を深めた【5-3-07】。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は、SD(Staff Development)に関しては「宮崎産業経営大学 SD 委員会規程」に基づき SD 委員会を設置しており、学部長のうち学長の指名する者、事務局長、総務課長、その他学長の指名する者で構成している。この SD 委員会で「宮崎産業経営大学 SD に関する基本方針」を策定し、年度ごとに研修する項目を選定し、計画・重点的に実施することとしている【5-3-08】【5-3-09】【5-3-10】。これまでの取組みとしては、「合理的配慮の取組みと考え方」や「一次救命処置に関する講習会」など、大学を取り巻く環境等を踏まえた研修会・講習会を開催している【5-3-11】。

また、各課において文部科学省や日本私立大学協会等が行う研究会・研修会のうち業務遂行上必要性があると判断する場合は、努めて参加するようにしている。担当事務について、専門性を伴う場合は、その担当者を各種研修会・研究会へ派遣し、意識能力の向上に努めている【5-3-12】。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、施設の経年劣化の状況や各所属からの要望等により、毎年度の予算に施設設備関係支出及び修繕費等について枠外予算として別に措置し、研究環境の向上に努めている【5-4-01】 【5-4-02】。

1) 研究室

本学では、すべての教員に個別の研究室を付与しており、各研究室にはインターネット環境を整備している。また、着任時に直ぐに職務に従事できるように、机・椅子・キャビネット・アングル等の什器を大学より貸与している。令和 7(2025)年度は老朽化した LAN 設備の更新を行った。

また、従来、法学部教員及び学生で組織する宮崎産業経営大学法学会で費用を負担していた法情報総合オンラインサービス「Westlaw Japan」及び「Westlaw Next」のライセンス使用料について、授業で 1 年次より使用することから令和 8(2026)年度より大学の予算で措置することにした。

2) 附属図書館

研究環境のサポートの観点から本学附属図書館の適切な運用・管理に努めている。本学附属図書館では、図書約 11 万冊、学術雑誌 265 冊、そのほか新聞、視聴覚資料、新聞記事検索データベースを収蔵している。これら収蔵図書等の大学教員への貸出については 20 冊を上限に 2 か月間の貸出しが可能である。また、要望に応じて貸出期間の延長にも適宜対応している。

大学から支給される個人研究費で購入する図書資料等については、退職時の返却を前提に研究室への無期限貸出としており、教員個人の研究を円滑かつ継続的に進められるような措置を講じている。なお、年度末には貸出図書等の所在確認を実施している【5-4-03】。

②研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動が社会の信頼と負託のうえに成り立っていることを自覚し、文部科学省の研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づいた体制を整備している。

研究倫理に関しては、研究倫理委員会を設置しており、申請者から提出された審査申請書に基づきヒトを対象とした研究倫理に関し、被験者の尊厳、人権、プライバシー確保の方法、被験者の研究調査への同意確保の方法等について審議している【5-4-04】。

また、「宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」「宮崎産業経営大学公的研究費の不正行為に関する通報取扱規程」を定め、「宮崎産業経営大学における公

的研究費の不正防止計画」「大淀学園物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い」を作成し、併せてホームページに掲載して、厳正に運用している【5-4-05】【5-4-06】【5-4-07】【5-4-08】。

研究倫理教育として、3年に1度、公的研究費コンプライアンス・研究倫理教育研修を外部講師に依頼し研修会(動画配信を含む)を実施している【5-4-09】。

また、独立行政法人日本学術振興会が提供する「研究倫理eラーニング」をホームページ上に掲載し、啓発を行っている。

③研究活動への資源の配分

本学では、教授・准教授・講師・助教一人につき52万円(研究費30万・旅費22万円)を上限とした研究費を計上している。予算の執行にあたっては、毎年、「個人研究費及び個人研究旅費取扱要項」を配付し、有効かつ効率的に活用し、適正に管理するよう努めている【5-4-10】。

また、個人研究費の配分に加えて、科学研究費・受託研究等の獲得を推奨している。科学研究費の獲得に向けては、総務課が中心となって外部講師による研修会(動画配信含む)を開催する等、支援を行っている【5-4-11】【5-4-12】。

科学研究費の受入れについては、令和6(2024)年度は採択2件、継続4件、令和7(2025)年度は採択2件、継続6件で、その他受託研究等は令和7(2025)年度は採択2件、継続2件であった【5-4-13】。

このような外部資金を活用した研究経費については、総務課が申請から執行までの一元管理を行っており、教員が研究に専念できる体制を整備している。

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学協議会を教学マネジメントの最高機関と位置付け、学長自らが議長を務める体制を明確化している。また、教学全般にわたり学長が直接関与することで、意思決定の迅速化と方針の一貫性が確保されている。さらに、学長室を設置し戦略機能を補完している点も、組織運営の機能性を高めている。

FD活動に関しては、授業公開を通じて教員相互の授業改善を促進している。

公的研究費に関して、管理規程や不正防止計画を整備し、研究倫理研修を定期的を実施している。また、各教員に一律の研究費(研究費+旅費)を配分しており、研究基盤を制度的に保障しており、安定的な研究支援体制をとっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

直近年度の科学研究費の採択件数は2件、その他受託研究等は2件であり、教員数規模から見ると、より積極的に取り組んでいく必要がある。FD委員会では実施している授業アンケートについては、これまでの取組みを踏まえながら、更なる充実を図る必要がある。SD研修は実施されているものの、単発型の研修が中心となっており、中長期的に教職員の能力を開発していくために充実を図る必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

科学研究費等については、総務課による研修や申請・執行の一元管理等の支援を継続しながら、教員の外部資金獲得に向けた積極的な意識を喚起し、申請件数の増加を図っていく。

FD 活動に関しては、授業アンケートの実施回数を増やすなどを検討するほか、FD 委員会において FD 活動の実施状況や効果について点検・評価を行い、その結果を次年度以降の実施計画等に反映させていく。SD 活動に関しては、教職員の専門性向上を図るため、一層の計画的・組織的な活動推進に取り組むとともに、SD 委員会において SD 活動の実施状況や効果について点検・評価を行い、その結果を次年度以降の実施計画等に反映させていく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

本法人及び本学は、「教育基本法」「学校教育法」「私立学校法」を遵守し、同法の趣旨に従って「学校法人大淀学園寄附行為」「大淀学園寄附行為施行細則」等学園運営規程を整備している。「学校法人大淀学園寄附行為」(第 13 条)では、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている。また、本法人及び本学は、「学校法人大淀学園寄附行為」に基づき、監事と評議員会を置き、相互チェックによる規律と誠実性をもって運営している【6-1-01】【6-1-02】。

また、「学校法人大淀学園情報公開規程」を整備し、「学校教育法施行細則」や「私立学校法」及び「私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉」に基づき、適切に情報公開を行っている【6-1-03】【6-1-04】【6-1-05】。

本学の管理運営に関しては、「宮崎産業経営大学学則」等の関係規程を整備して堅実な運営が行われている。また、本法人は、組織倫理の向上や、理事の職務執行が法令等に適合すること及び業務の適正を確保するため、「内部統制システム整備の基本方針」「内部統制組織体制図」を、下記の事項について整備している【6-1-06】【6-1-07】【6-1-08】【6-1-09】【6-1-10】。

- ・ 経営に関する管理体制
- ・ リスク管理に関する体制
- ・ コンプライアンスに関する管理体制
- ・ 監査環境の整備

さらには、本学の建学の精神に基づいた教育を行うことにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められている公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応え得る運営を行っている。

②環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、LED 照明への移行、照明設備の消灯の徹底・空調設備運転の効率化、クールビズ、スーパークールビズの導入等を実施し、光熱水費減の効果が表れている。

人権については、「学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程」「セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての方針」「セクシャル・ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項についての指針」「ハラスメント防止対策委員及び相談員名簿」「ハラスメントに対する相談・苦情への対応の流れ」を定め、ホームページに掲載している。また、学内にも相談員名簿を掲示して

おり、学生・教職員が相談しやすい環境を整備している【6-1-11】【6-1-12】【6-1-13】【6-1-14】【6-1-15】。

個人情報の取扱いについては、「大淀学園個人情報保護に関する規程」「大淀学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」「大淀学園健康情報等の取扱規程」を整備しており、個人情報保護に努めている【6-1-16】【6-1-17】【6-1-18】。また、公益通報については、「学校法人大淀学園内部通報に関する規程」を整備している【6-1-19】。

安全への配慮については、学生及び教職員の安全確保と健康維持・増進を図り、快適な教育研究活動を維持するために、「労働安全衛生法」及び本法人「就業規則」に基づき、「宮崎産業経営大学保健管理センター規程」「宮崎産業経営大学危機管理規程」「宮崎産業経営大学防火・防災管理規程」「大淀学園衛生管理規程」を整備している【6-1-20】【6-1-21】【6-1-22】【6-1-23】。また、「宮崎産業経営大学危機管理基本方針」「危機管理基本マニュアル」「危機管理個別マニュアル作成要領」を定め、火災・地震・台風等の災害への対応及び伝染性疾患への対応等、学生・教職員の生命の安全と健康の管理等について、個別マニュアルを作成し運用している【6-1-24】【6-1-25】【6-1-26】。なお、AED(自動体外式除細動器)を、本学正面玄関ロビー、体育館入口、5号館入口の3か所に設置している。また、令和7(2025)年度には、高校野球場及び高校グラウンドに、落雷対策として避雷針(PDCE 球体避雷針)を4基設置した。

火災・災害等に関しては、「宮崎産業経営大学防火・防災管理規程」に基づき、自衛消防訓練実施要領を作成し、外部委託業者を招いて、職員を対象とした消防訓練を行っている。学生を対象とした避難訓練については、実施計画を作成し、実施要領に基づき実施している【6-1-a】。

また、台風の襲来にあたっては、「台風時非常時における授業の取扱いに関する申合わせ」として対応基準を定めている【6-1-b】。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の使命・目的を達成するための本法人及び本学の管理運営体制としては、「私立学校法」の規定に基づき、「学校法人大淀学園寄附行為」「大淀学園寄附行為施行細則」に以下の事項を規定し、円滑な意思決定ができる体制を整え、その機能性を発揮している【6-2-01】。

1) 理事会

理事会の人数は、「学校法人大淀学園寄附行為」(第5条第1項第1号)の規定により、5人以上11人以内としており、現在は6人の理事で構成され、学校法人の業務を決定して

いる。理事会は、3月に1回以上開催され、理事の報告義務として、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、その他必要に応じて適宜開催されている【6-2-06】。なお、理事会の決議事項については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第19条)の規定により、以下の通りとなっている【6-2-02】。

- i) 議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行う事項
 - ・この寄附行為の変更
 - ・予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - ・基本財産の処分
 - ・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ・残余財産の帰属者の決定
- ii) 理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う事項
 - ・「私立学校法」(第109条第1項第1号)に定める事由による解散
 - ・この法人の合併

理事の選任については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第6条)に理事選任機関を設置し、構成員は、全ての理事及び評議員とし、「理事選考委員会規程」により運営している【6-2-03】【6-2-04】。

中長期計画については、令和3(2021)年度の理事会において承認され、5年後・10年後を見据えて、見直しを含めた計画を進めている【6-2-05】。

なお、令和7(2025)年度に9回開催された理事会における理事の出席状況については、実出席率が100%である。決議については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第19条第4項)に、「理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる」と規定している。この際、理事会の開催通知を送付した時点で議案資料を同封し、各議案に対して書面評決書の提出を求めている。

2) 常務委員会

法人運営を円滑に行い、管理部門と教学部門の連携と意思統一を図るため、常務委員会を設置している。同委員会は、「大淀学園寄附行為施行細則」(第5条)に定める通り、理事長、学長、高等学校長(中学校長兼務)、法人事務局長及び理事長の推薦した者で構成され、毎月2回(第2・第4水曜日)開催し、下記の事項について理事長の諮問に応じている。

- ・学務に関する事項
- ・財務に関する事項
- ・人事に関する事項
- ・学園内の連絡、学園の諸式及び行事に関する事項
- ・理事会に提出する議案の整理に関する事項
- ・学生指導上及び教務上の案件等で、軽微な事項
- ・その他必要な事項

②使命・目的の達成への継続的努力

本学の設置者である学校法人大淀学園は、「学校法人大淀学園寄附行為」(第3条)に掲げる目的として、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき、実学の精神を尊重して、教育事業を行い、新しい時代にふさわしい人材を育成することを目的とする。」としている。また、「宮崎産業経営大学学則」(第1条)においては、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、大淀学園の建学の精神にのっとり、個性豊かにして知的教養をもった有能な人材を育成し、もって文化創造発展と、社会・人類の福祉に貢献することを目的とする。」としている。本学では、この使命・目的を達成するため、諸規程にのっとりた教育研究活動及び管理運営が行われている。これらの成果は、理事会において承認される事業報告書で確認され、翌年の事業計画に反映される等、継続的な運営が行われている【6-2-a】【6-2-b】。

なお、令和7(2025)年度には、「学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学 ガバナンス・コード〈第1版〉」から、日本私立大学協会「私立大学ガバナンス・コード〈第2.0版〉」を受け入れ、遵守(実施)状況を自主的に点検し、その結果を公表している【6-2-c】。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①法人の意思決定の円滑化

法人の管理運営機関は、「私立学校法」の規定に基づき理事会が設置され、適切に運営されている。理事会は、3月に1回以上開催され、理事の報告義務として、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、その他必要に応じて適宜開催されている。理事会の定数は、「学校法人大淀学園寄附行為」(第5条第1項)の規定により、5人以上11人以内としており、現在は6人の理事で構成しており、本法人の業務を決定している。

また、法人の組織の管理部門と大学、高等学校及び中学校における教学部門の連携と意思統一を図るために常務委員会を設置している。同委員会は、「大淀学園寄附行為施行細則」(第5条)に定める通り、理事長、学長、高等学校長(中学校長兼務)、法人事務局長及び理事長の推薦した者で構成され、毎月2回(第2・4水曜日)開催し、理事長の諮問に答えている。

理事会は、必要に応じて、評議員会の意見をあらかじめ聴取した上で、法人としての意思決定を行っている。法人と大学との意思決定の円滑化の観点からは、本学では理事会のメンバーとして、教学部門を代表する学長が出席している。評議員会のメンバーとしては、この法人の職員が評議員として構成員に入っている。このように、理事会及び評議員会の連携が円滑に行われるようになっている。

さらに、大学全般に関する重要事項を審議する大学協議会には、学長、各学部長、学生部長、附属図書館長、総合教育科目主任、各学科長、教員養成センター長、情報センター長、各学部より選出された教授、その他学長が指名する者、及び大学事務局長、事務部署の各課長が出席し、教学部門と大学事務局の連携が保たれ、教職員の提案をくみ上げる体制を整備している。また、学長と各事務部署の課長との「学長課長会」を、毎月 2 回開催しており、学長の諮問に応え、同じく教職員の提案をくみ上げる体制を整備している。

このように、管理部門の組織に教学部門の構成員を配置することによって、両部門の運営及び意思決定が円滑に行われるよう配慮している。

②評議員会と監事のチェック機能

本学の使命・目的を達成するため、「私立学校法」の規定に基づき、「学校法人大淀学園寄附行為」「大淀学園寄附行為施行細則」に以下の事項が規定され、円滑な意思決定ができる体制として整備し、評議員会と監事の監査によりその機能性を発揮している。

評議員会は、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 31 条)の規定により、6 人以上 15 人以下としており、現在は 10 人の評議員で構成されている。評議員の選任は、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 31 条)に、以下の通り規定されている【6-3-01】。

- ・この法人の職員のうちから選任した者 2 人以上 4 人以内
- ・この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 3 人以上 4 人以内
- ・学識経験者のうちから選任した者 3 人以上 7 人以内

なお、この法人の職員のうちから選任した評議員は、評議員総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

評議員会の職務等については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 36 条第 2 項)の規定により、諮問事項については以下の通りとなっている。

- ・重要な資産の処分又は譲受け
- ・多額の借財
- ・予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- ・役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- ・「私立学校法」(第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号)までに定める事項を除く寄附行為の変更
- ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・寄附金品の募集に関する事項
- ・その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

また、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 35 条第 3 項)の規定により、決議事項については以下の通りとなっている。

- ・「私立学校法」(第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号)までに定める寄附行為の変更
- ・「私立学校法」(第 109 条第 1 項第 1 号)に定める事由による解散
- ・合併

なお、令和 7(2025)年度に 5 回開催された評議員会における出席状況については、実出席率が 87.6%である。決議については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 45 条第 4 項)に、「評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。」と規定している。この際、評議員会の開催通知を送付した時点で議案資料を同封し、各議案に対して書面評決書の提出を求めている【6-3-a】。

監事については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 22 条第 1 項)より、「監事は、評議員会の決議によって選任する。」としている【6-3-02】【6-3-b】。監事の資格については、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 23 条)より、「監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。」としており、選任された 3 人の監事が、業務及び財産の状況について会計監査人と連携し監査を行っている【6-3-04】。業務や財産の状況については、毎会計年度、監査計画書及び監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出・報告し、相互のチェック機能としての役割を果たしている【6-3-03】【6-3-05】。なお、令和 7(2025)年度に 9 回開催された理事会への監事の実出席率は 96.3%、5 回開催された評議員会への監事の実出席率は 93.3%である。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財政基盤の確立

本学は、財政基盤の根幹となる学生生徒等納付金収入に直結する入学定員については、順調に確保できている。令和 8(2026)年度は、全ての学部学科(2 学部 3 学科：法学部法律学科、経営学部経営学科、経営学部エコノデータサイエンス学科)が入学定員充足となった。今後も、入学定員の確保に向けては、引き続き教育研究水準の維持向上に努める。

また、法人全体として「内部留保資産比率」は総じて高い比率を保っており、大学を運営するために必要な財政基盤を確立している。

②収支バランスの確保

法人全体の過去 5 年間の貸借対照表関係比率については、「純資産構成比率」「流動比率」「積立率」は総じて高い比率を示しており、「総負債比率」は低い比率を示している

【6-4-a】。このように、法人全体としての収支、財政状態及び資金保持は健全であり、教育研究活動の向上のために、安定した財政基盤を確立し、収支のバランスを確保している【6-4-b】。

外部資金の確保については、科学研究費・受託研究といった教員の研究に係る補助金等の競争的外部資金の獲得向上を目指し、総務課において申請から執行までの一元管理を行っており、その体制を整えている【6-4-04】【6-4-05】。

資産運用については、「学校法人大淀学園資産運用規程」に基づき、公共債(国債・地方債・政府保証債等)を中心に運用し、安全性を重視した資産運用を心掛けている【6-4-06】。

寄付金については、県内企業からの寄付金による受配者指定寄付金と、特定公益増進法人の手続を行っている。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和3(2021)年度に中長期計画を策定し、5年後・10年後を見据えて、毎年度の事業計画書・予算書に基づき、適切な財務運営に努めている。予算編成については、各部門・部署からの予算要求により当初予算・補正予算の編成を行い、法人本部が全体の予算を取りまとめ、評議員会・理事会の決議を経て、各部署に配分している【6-4-01】【6-4-02】。

その他、図書支出を除く施設設備関係支出及び修繕費等については、枠外予算として別に予算要求を行うことで、支出内容及び優先順位を明確にして予算編成を行っており、適切な財務運営の確立を図っている【6-4-03】。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」「大淀学園経理規程」「経理規程施行細則」に基づき、適正に行われている。会計処理上の疑問点が生じた時は、その都度会計監査人や日本私立学校振興・共済事業団に確認を行い、遺漏のない処理を行っている【6-5-01】【6-5-02】。

また、「私立学校法」「学校法人会計基準」等の改正に伴う事務処理に対して、早急な対応ができるように各種研修会に参加し、業務の遂行に支障が出ないようにしている【6-5-a】。

個人研究費の使用については、取扱要領を毎年作成し、年度当初に各教員に配布し、適切な使用を実施している【6-5-b】。

予算については、年3回の補正予算を作成し、決算額に向けて予算と著しくかい離がないよう編成している。

決算については、会計監査人及び監事の監査を経て、毎会計年度終了後3か月以内に、理事会において決議ののち、定時評議員会に報告している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、会計監査人、監事、内部監査員による体制で会計監査が行われている。それぞれが監査を厳正に実施し、相互に連携しながら情報を共有している。

会計監査は、会計監査人監査、監事監査、内部監査に大別される。

1) 会計監査人監査

「私立学校振興助成法」に基づき、「学校法人大淀学園寄附行為」(第 49 条)の規定により選任された、会計監査人 2 人による監査を行っている【6-5-03】。会計全般に関わる事項から、理事会及び評議員会の議事録の確認まで多岐にわたり監査を実施している。監査には総務課職員が立会い、理事長、法人事務局長との面談及び各部門の担当者からヒアリングを行っている。

2) 監事監査

監事監査は、本法人に 3 人の監事を置き、「私立学校法」「大淀学園監事監査規程」に基づいて会計監査を行っている【6-5-c】。監事は、信頼性・妥当性・実在性等の観点から、法人業務全般及び財産の状況について事業計画の関連性を含め、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。また、会計監査人の監査に監事も出席し、監査の連携を図っている【6-5-04】。なお、監事は、文部科学省が実施している「学校法人監事研修会(オンライン)」を受講し、監事監査に活かしている。

3) 内部監査

「大淀学園内部監査規程」に基づき監査を行っている。また、「宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程」(第 12 条)に規定されている公的研究費についても監査を行っている【6-5-d】【6-5-e】。

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

環境保全については、LED 照明への移行、照明設備の消灯の徹底、空調設備運転の効率化により、省エネ(光熱水費減)の効果が表れている。

理事会の機能としては、理事選考委員会を設置することにより、評議員会、理事選考委員会、理事会の流れで適切に管理体制が構築されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

財政基盤の確立のため、年度ごとの収支均衡と安定を図ることにより、一層の安定した強固な財政基盤を引き続き構築しなければならない。また、毎年の課題である、科学研究費を始めとする外部資金の獲得、受配者指定寄付金及び資産運用の活用により、一層積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

法人運営については、改正後の「私立学校法」に沿った組織運営が機能しているかを検証していく。

会計処理については、「学校法人会計基準」に準拠した適切な処理を行っていくとともに、会計担当者の知識の向上及び個別マニュアルの作成等を進めていく。

今後の予算編成についても、引き続き経費削減策を講じていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が有する物的・人的資源および知的資源を提供・活用し地域の諸機関と協働することによる社会貢献

①大学が有する物的・人的資源及び知的資源の開放・提供

②地域の諸機関との協働の推進

③課外活動を通じた社会貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①大学が有する物的・人的資源及び知的資源の開放・提供

本学では、物的資源としての大学の施設を開放するとともに、人的資源である教職員を通じて研究活動及び研究成果を地域に提供している。具体的には、以下の通りである。

1) 大学施設の開放

本学は、地域社会における種々の文化的活動の発展に寄与し、地域社会の発展に資することを目的として、大学施設を利用希望者による申し出に基づいて開放し、大学が有する施設の開放・提供をしている。具体的には以下の通りである【A-1-01】。

(a) 教室の開放

教室は、大人数の収容が可能という点で、地域における公共的空間としての性格を有することから、各種資格試験、各種勉強会、民間企業等の研修会や、地域における団体等からの申し出があった場合に、その性質等を勘案し、広く使用を認めている。

(b) グラウンド及び体育館の開放

グラウンド及び体育館は、本学併設校である鵬翔高等学校の部活動やイベントに使用している。また、一般の団体に対しても、各種大会やイベント等での使用を認めている。

2) 公開講座の実施

公開講座は、「宮崎産業経営大学学則」（第 68 条）にのっとり、「社会人の教養を高め、社会の発展に寄与し、文化の向上に資するため」に実施している。

法学部では、令和 4(2022)年度の公開講座として、都城市・宮崎市・都農町のデジタル化推進担当の方々と法学部生を中心に、「宮崎におけるデジタル化を大学生とともに考える」を開催した。また、令和 6(2024)年度は大学ホームページにて 3 つの公開講座の配信を行った。テーマは、「なぜ社会科を学ぶのか—社会科の目標論から考える—」、「人類存亡リスクと安全保障」、「市民後見人を増やそう」であった。令和 7(2025)年度は、学校教育の場でのルールメイキングの普及に尽力されている講師を招いて「学校と社会をつなぐルールメイキング」を開催した【A-1-02】【A-1-03】【A-1-04】。

経営学部では、令和 7(2025)年度に、参加型プロセスで街づくりに取り組む体験を学生と地域で共有する公開講座「参加型プロセスで取り組む街づくりに関するワークショップ in 三股町」を行った【A-1-05】。

3) 高大連携センター

高大連携センターは、大学の知を地域社会に還元することを目的とし、中学校・高等学校の生徒たちに社会科学的な知識を教授することに注力している。平成 29(2017)年度には、本学と宮崎県立宮崎南高等学校が協定を締結し、以降、宮崎南高等学校の生徒を毎年受け入れ、2～5 人ずつのゼミに分かれて本学教員が担当し、ゼミナール活動を実施している。令和 6(2024)年度には、宮崎第一高等学校との間でも本学教員の出講によるゼミナール活動を実施した。また、令和 7(2025)年度には、宮崎県立日南振徳高等学校において、情報ソリューション科 3 年生を対象に、AI・データサイエンス演習を実施している【A-1-06】。

4) 各種委員就任

本学教員は、地域における公的機関をはじめとする各種委員の要請に対して、適任の教員の就任により大学の知を地域社会へ提供している【A-1-07】。

②地域の諸機関との協働の推進

本学は、地域社会との連携によって社会貢献に寄与している。本学では、以下のような連携を実施している【A-1-08】。

自治体との社会連携として、本学は宮崎県、日向市、高鍋町と連携協定を締結している。日向市との連携事業では、本学の学生が実行委員としてへべす収穫祭の運営に加わり、日向市や生産者、JA の方と協力して観光客にへべすの魅力を発信している。令和 7(2025)年度の収穫祭では、企画から運営まで本学学生が参画し、県内外から多数の参加者を得た【A-1-09】。

高鍋町との連携事業では、これまでに本学学生、地元の高校生で高鍋町版 GNH（幸福度指標）の作成などを行ってきた。令和 4（2022）年度には、高鍋町版 GNH の中間アンケートを実施して、分析結果を公表した【A-1-10】。また、令和 5（2023）年度には、地元の高校の魅力度を向上することを目的に、持続可能性と学校での学びに関するアンケートを実施して、分析結果を公表している。

宮崎県との連携事業では、令和 6(2024)年度に、宮崎県美しい宮崎づくり推進室主催の「まちソワプロジェクト」に経営学部の学生が参加している。本プロジェクトは、県内の複数の大学が専門分野を超えて学生チームを作り、宮崎駅前の高千穂通りの景観のあり方、多様な人たちにとっての居場所としてのあり方を検討した。学生チームは、約半年間の取り組み内容を、企業、市民団体、宮崎県、宮崎市の関係者の方々などの前で報告した【A-1-11】。

地元企業との連携として、宮崎日日新聞、宮崎放送と「包括的連携協力に関する協定書」を締結している。両社の協力のもと、法学部における専門教育科目である「マスメディア論」を開講している。経営学部では、エフエム宮崎の協力のもと、地元青島を盛り上

げるラジオ CM を作成する「Hatch and Go in Aoshima」プロジェクトを実施してきた。令和 6（2024）年度は、第 6 期として、青島の定番のお土産である「ういろう」をテーマにラジオ CM を作成した【A-1-12】。

③課外活動を通じた社会貢献

本学においては、文化系として「学生奉仕団」が地域社会に対して様々な機会を通じたボランティアを実施している。また、体育会系として硬式野球部、サッカー部、新体操部がスポーツ指導・普及等の社会貢献活動を行っている。

1) 「学生奉仕団」

「学生奉仕団」は、学内の清掃を目的とするボランティアグループである。現在は、毎週木曜日に定例会を開催し学内の清掃を行うだけでなく、学外でも活動している。具体的な活動内容としては、障害者のウォーキング・ジョギングの手伝い、宮崎市障害者スポーツ大会の補助、ふうせんバレーボール大会の手伝い、地元の祭りである「えれこっちゃん宮崎」のボランティア、献血への呼びかけなど地域社会への貢献活動に積極的に取り組んでいる【A-1-13】。

2) 体育会系クラブ

硬式野球部は、本学監督主催による硬式野球部出身卒業者を中心とした宮崎県内高等学校硬式野球部の監督・指導者に対する「OB 指導者研修会」を開催している。「OB 指導者研修会」の具体的な研修内容としては、県内高等学校硬式野球部監督による講演や、本学監督による講演を通じて、全国で活躍する選手を育成するための指導論やトレーニングやコンディショニングのあり方などに関する講演を企画・実施している。本学硬式野球部の監督が、積極的に地域における硬式野球の振興と普及に対して指導的な役割を担っている【A-1-14】。

サッカー部は、平成 26（2014）年度より本学監督とサッカー部コーチによる子ども向けのサッカースクール「WHISTLE.FC」を開催している。目的は、子どもたちの競技力向上と大学生のサッカー指導者養成である。現在、外部のサッカーグラウンドを借りて練習し、練習試合や各種大会へ積極的に参加している【A-1-15】。

新体操部においては、本学監督が県内選手の強化に積極的に取り組み、近年では全国大会への出場を果たしている。学生部員は、全員が審判資格を取得し、地域の新体操大会において、審判員として活動している。また、地域のイベント等で演技を披露している【A-1-16】。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、県内唯一の社会科学系大学として、教員と社会との関わり、学生と社会との関わりを深めている。各種の社会貢献の取組みは、教員と学生、または学生同士がともに社会に関わり、建学の精神である「師弟同行」の精神を実現するための良い機会になっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

近年、様々な企業や団体から、学生に対するプロジェクトやイベントへの参加依頼が急増している。大学を通さずに、学生に直接呼びかけられるものを含めると、その数は非常に多いといえる。社会貢献活動は、学生の成長の機会になる一方で、学業に影響を与える場合があることを意識する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、1人の学生に対して「専門演習」と「進路研究演習（Cナビ）」の2人の担任制を採用している。学生が今どのような取組みをしているのか、学業、クラブ・サークル活動、アルバイトに加えて、社会貢献活動についても意識して把握に努めるようにする。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 B. 国際的なシンポジウム

B-1. 国際的なシンポジウムの積極的な開催

①時機を捉えた国際的なシンポジウムの積極的な開催

(1) B-1 の自己判定

「基準項 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①時機を捉えた国際的なシンポジウムの積極的な開催

本学は、宮崎県内唯一の社会科学系大学として、その教育研究上の目的に「地域社会の中核的人材」「国際性を兼ね備えた国内外で活躍できる人材」の養成を掲げている。このことに関する地域社会からの期待に応えるために、本学では時機を捉えた国際的なシンポジウムを開催している。

社会科学研究所では、平成 27（2015）年度から、宮崎県の基幹産業である農業の発展とデジタル化への推進、農業関連産業の集積促進と人材育成、農業従事者から農業経営者への蛻変、TPP（Trans-Pacific Partnership）をはじめとした自由貿易・経済連携の潮流への諸課題の解決を目指して、農業政策と地域政策の両面からの地方創生であるアグロポリス（田園都市）シンポジウムを開催してきた。

令和 4(2022)年度からは DX の潮流に対応するため、プロジェクトを「デジタル・アグロポリス」と改めて、令和 4（2022）年度・令和 6（2024）年度にシンポジウムを実施した【B-1-01】【B-1-02】。現在、令和 7（2025）年度は、米価の高騰を踏まえて、「次世代へつなぐアグロ・イノベーション—令和の米騒動から学ぶ、価格と価値のジレンマを超える持続可能な農業—」を共通テーマとする調査研究を各チームが進めている【B-1-03】。令和 8（2026）年夏にコンテストを開催する予定である。

表 B-1-1 社会科学研究所 デジタル・アグロポリス

日程	令和 5（2023）年 6 月 17 日	令和 6（2024）年 12 月 5 日
テーマ	ウクライナ戦争と食糧安全保障	EU と考える攻めの農村地域
参加者	駐日欧州連合代表部通商部参事官イザベル・デ・ストレベア氏、ウクライナ大使館書記官インナ・イリナ氏、本学学生・県内高校生	駐日欧州連合大使ジャン＝エリック・パケ氏、駐日欧州連合代表部通商部参事官イザベル・デ・ストレベア氏、駐日欧州連合代表部通商部上席通商担当官小林恵氏、駐日欧州連合代表部大使付通訳戸出泰介氏、本学学生・県内高校生
内容	世界の食料安全保障に向けた EU の施策について駐日欧州連合代表部通商部参事官イザベル・デ・ス	農村地域開発について駐日欧州連合大使ジャン＝エリック・パケ氏による基調講演、シンポジウムでは農業を核と

	トレベアによる基調講演、ウクライナの現状についてウクライナ大使館書記官インナ・イリナ氏による基調講演、パネルディスカッションでは宮崎創造型わけもん会議として農業の持続可能性について議論した。	した地域活性化の問題について本学学生・高校生とパネルディスカッションで議論を行った。
--	---	--

さらに近年は、グローバル化の進展に対応するため、法学部が中心となって国際情勢や日米安保の諸課題について、本学教員・学生、県内高校生からなるチームで調査研究を行い、シンポジウムを開催している【B-1-04】【B-1-05】【B-1-06】。令和5(2023)年度はロシアによる侵攻を受けているウクライナとロシアとの関係を取りあげ、令和6(2024)年4月に開催したシンポジウムには駐日ウクライナ大使を招いた。大学生・高校生に国際情勢に対する意識を高めるためにこのシンポジウムは大変有意義なものとなった。翌年の2回目は台湾の台北駐福岡経済文化弁事処長を招聘し、いわゆる「台湾有事」に着目した。本学の所在する宮崎県が沖縄・先島諸島からの避難受入などが想定される地域であるからである。3回目は、東アジアの安定と平和を確保することは日本の安全保障に重要であることから、日本、米国、台湾、中国の4つの視点から大学生・高校生と、専門家を交えながら考察した。

表 B-1-2 法学部シンポジウム

日 程	令和6(2024)年 4月11日	令和7(2025)年 4月24日	令和7(2025)年 11月6日
開催場所	本学 5202 教室	本学 5202 教室	本学 5202 教室
講演者	駐日ウクライナ特命 全権大使 セルギー・コルスン スキー氏	台北駐福岡経済文化 弁事処長 陳 銘俊氏	明海大学 教授 小谷哲男氏
テーマ	「ウクライナは滅び ず」	「世界の成長エンジ ンとしてのアジアの 平和と安定」	「ユーラシア大陸 “西の戦争”と“東の 緊張”」
大学生・高校生の フィールドワーク先	陸上自衛隊えびの駐 屯地 (宮崎県えびの市)	在福岡米国領事館 (福岡県福岡市) 台北駐福岡経済文化 弁事処 (福岡県福岡市)	北熊本駐屯基地 (熊本県熊本市) 日総テクニカルセン ター熊本 (熊本県大津町)
内 容	「ロシアによるウク ライナ侵攻」につい て本学学生・高校生	「東アジアにおける 外交・安全保障」に ついて本学学生・高	「日米安保の在り 方」について本学学 生・高校生が発表。

	が発表。宮崎日日新聞社報道部長大山俊郎氏を進行者として、「ウクライナの正義」「ロシアの言い分」など複数の視点から8ヶ月にわたる研究成果を発表した。	校生が発表。宮崎日日新聞社報道部長黒木裕司氏を進行者として、日本と台湾を取り巻くアジア情勢についてパネルディスカッションを行った。	宮崎日日新聞社報道部長黒木裕司氏を進行者として、東アジアにおけるパワーバランスについてパネルディスカッションを行った。
--	---	---	---

上記のように、本学では、時機に合ったテーマを設定し、海外の政府関係者や学識経験者を招聘した国際的なシンポジウムを実施している。これらのシンポジウムは、後日新聞やテレビで内容が掲載・放送され、宮崎県民にその内容について周知されている。

今後も、学部独自の展開のみならず法学、経営学の社会科学2分野が相互に有機的な連携及び地域社会の様々な組織との提携を図ることで、時機に合ったテーマ及び地域社会の多様なニーズに応えるテーマを設定して、シンポジウムを開催していく。

さらに、本学のプロジェクトとして、二つの活動が始動している。一つ目は現在世界的な課題として注目されている石油・エネルギー問題を取り上げ、「世界の火薬庫・中東と日本の石油」をテーマとした本学学生15名と県内高校生による社会科学プロジェクト研究である。同プロジェクトでは、中東地域における対立構造について、その歴史的経緯や地政学的背景を踏まえながら分析するとともに、日本のエネルギー安全保障の観点から、中東産原油への依存やシーレーン防衛の重要性についても考察を進めている。現在、シンポジウム（令和8(2026)年7月30日予定）での研究発表に向けて活動を進めている。このシンポジウム終了後、「エネルギー構造の転換とエネルギー自立体制の確立」、「経済体制の変革・産業構造の転換」、「暮らしの価値観転換と地域コミュニティ再創造」の3つに分かれることで、さらに研究を発展的に展開していく。各チームには本学の専任教員がメンターとして参画し、学生たちに対して指導や助言を行う。

二つ目は「AIと人間の共生・共創」をテーマとするプロジェクトである。AIが急速に進化するなか、人間はAIとどのように向き合うべきかについて、主に社会科学の観点から探究する社会科学プロジェクト研究である。本プロジェクトの研究チームには、本学学生32名と県内高校生も参加しており、AIが社会や産業、教育に与える影響や、人間とAIの望ましい関係性について考察を深めている。学生たちは「AIと人間の役割分担」、「AIと感性・創造性」、「AIと倫理・責任の所在」、「AIと生活スタイルの変化」という4つのテーマに分かれて研究を深化させていく。各チームには本学の専任教員がメンターとして参画し、学生たちに対して専門的な指導や助言を行う。今後開催されるシンポジウム（令和8(2026)年10月15日予定）において研究成果を報告する予定である。

上記2つのプロジェクトは、本年度の研究成果を踏まえ、来年度以降も継続していく。

〔基準 B の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、県内唯一の社会科学系の大学として、国際的なシンポジウムの企画と実施を通して、学生や地域社会に対して知の還元を行っている。これまで開催してきた各シンポジウムのテーマは、いずれも時機にあった内容であり、新聞等の報道も含めて一定の評価を得ている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

シンポジウムの開催に当たっては、時機にあったテーマ及び地域社会の多様なニーズに応えるテーマの設定をしている。国際社会や地域社会における課題が山積する中で、学生や地域社会にとって有意義な学びとなるテーマの設定をし、引き続き充実したシンポジウムを開催することが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学では、今後も国際的なシンポジウムを充実させて、地域社会に幅広い知を還元する企画・運営を進めていく。そのために、新たな国際的な連携を含め、より豊かなシンポジウムになるための協力体制を整備していく。

V. 特記事項

1. 「進路研究演習（C ナビ）」

本学では平成 15(2003) 年度から、キャリア教育の中心として「進路研究演習（C ナビ）」を開講しており、すでに 23 年の実績がある。1 年次の「進路研究演習 1（C ナビ 1）」から 4 年次の「進路研究演習 4（C ナビ 4）」を一貫して実施し、自己のキャリアを形成していくために必要な知識、情報、意欲そして態度を育成することを目的に、①社会観・職業観の醸成、②キャリア設計能力の育成、③職業能力の養成を目指している。1 年次には大学生活への円滑な移行とキャリア計画に基づいた大学生活の設計を行うため、導入教育と自己理解促進プログラムを、2 年次にはライフプランに基づいたキャリアプランの設計を、3 年次には各種検査等を参考に社会・職業・企業情報を収集して適性の明確化と具体化を図り、4 年次には今後のキャリアについての考えを深め、実社会で迎えるであろう諸課題に対する心構えとスキルを養う。そのため、自己分析をはじめ、企業研究とフィールドワーク、プレゼンテーション、グループワーク、グループディスカッション等のアクティブラーニングを積極的に取り入れている。

2. 時機を捉えた国際的なシンポジウムの積極的な開催

本学は、時機を捉えた国際色豊かな学びを提供するために海外の政府関係者や学識者を招聘したシンポジウムを実施している。社会科学研究所が主催する「アグロポリス」では、これまでにウクライナ大使館書記官、駐日欧州連合大使、駐日欧州連合代表部通商部参事官を招聘した。また、令和 6（2024）年度は、コンテストで優勝した学生チーム（本学学生、地元の高校生）を、遣欧青年使節団として欧州に派遣している。法学部シンポジウムでは、令和 6（2024）年度に、国際情勢が緊迫する中で、駐日ウクライナ特命全権大使を講演者として招聘した。令和 7（2025）年度のシンポジウムには、台北在福岡経済弁事処長を講演者として招聘した。シンポジウムで登壇する学生チーム（本学学生、地元の高校生）が在福岡米国領事館、台北在福岡経済弁事処に訪問して、講義を受けた。このように、本学のシンポジウムは、海外の政府関係者や学識者を招聘して国際色豊かに実施するとともに、実施プロセスの中で本学学生と地元高校生に国際的な学びの場を提供している。

3. 時代変革を捉えた魅力ある充実したカリキュラムの整理及び教育環境の整備

法学部は、令和 6(2024)年度より「グローバル社会コース」の新設を経て、令和 8(2026)年度より「グローバル社会コース」を「公共政策コース」へ変更開設を行った。また、令和 6(2024)年度には法学の実学に根差したアクティブラーニングを推進する教育環境の場として法廷教室を設置した。

経営学部は、令和 4(2022)年度よりコースの新設等を行い、令和 7(2025)年度に文部科学省へ新学科「エコノデータサイエンス学科」設置届出を提出し、令和 8(2026)年度からの新学科の開設が許可された。新学科の名称は「経済学（Economics）」と「経済

（Economy）」からエコノを接頭語的に援用し、「経済学」と「データサイエンス」の文理融合及び学際化をシンボライズさせた「エコノデータサイエンス学科」とした。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし（専門職大学ではない）	1-1
第 85 条	○	学則第 4 条に学部学科を定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 6 条に修業年限を定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 24 条に編入学に関する規定を定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし（専門職大学ではない）	4-1
第 89 条	—	該当なし（制度を制定していない）	4-1
第 90 条	○	学則第 11 条に入学の資格を定めている。	3-1
第 92 条	○	寄附行為細則第 7 条に学長を置くことを定めている。 学則第 53 条に学長、学部長、学生部長、附属図書館長を、第 54 条に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員を置くことを定めている。大学規程 3 条、第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条にそれぞれの職務を定めている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 58 条に設置の規定を、学部教授会規程第 5 条および学長裁定に審議事項を定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 44 条に取得学位を定めている。	4-1
第 105 条	—	該当なし（特別の課程を設置していない）	4-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学を設置していない）	3-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 2 に自己点検・評価の条文を定め、ホームページに結果を公表している。	2-2
第 113 条	○	教育研究者要覧及びホームページで公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 55 条に事務局の設置及び事務分掌規程に職務 について定めている。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 26 条に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	3-1
第 132 条	○	学則第 26 条に専修学校の専門課程修了者の編入学について定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則第 6 条に修業年限を、第 7 条に学年を、第 8 条、第 9 条に学期及び休業日を、第 4 条に部科を、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条に教育課程及び授業 日時数を、第 41 条、第 42 条	4-1 4-2

宮崎産業経営大学

		に学修の評価及び課程修了の認定を、第5条に収容定員を、第53条、第54条、第55条に職員組織に関する事項を、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条に入学に関する事項を、第33条に退学を、第28条に転学を、第30条、第31条、第32条に休学を、第42条に卒業を、第46条に授業料、入学料その他の費用徴収を、第59条、第60条に賞罰に関する条項を定めている。ただし、寄宿舎については、本学所有ではなく委託契約（借り上げ）のため該当しない。	
第24条	○	成績原簿、学籍簿等を作成し管理している。	4-2
第26条 第5項	○	学則第60条に懲戒を定め、学生懲戒に関する規程に手続き等を定めている。	5-1
第28条	○	文書取扱規程（法人規程、大学規程）を制定し、各担当部署で備えている。	4-2
第143条	○	大学規程第25条に委員会を設置する条項を定めている。	5-1
第146条	○	学則第63条に科目等履修生に関する事項を定めている。	4-1
第147条	—	該当なし（早期卒業の制度を定めていない）	4-1
第148条	—	該当なし（修業年限が四年を超える学部がない）	4-1
第149条	—	該当なし（早期卒業の制度を定めていない）	4-1
第150条	○	学則第11条に入学資格を定めている。	3-1
第151条	—	該当なし（特に優れた資質を有する者の入学制度を定めていない）	3-1
第152条	—	該当なし（特に優れた資質を有する者の入学制度を定めていない）	3-1
第153条	—	該当なし（特に優れた資質を有する者の入学制度を定めていない）	3-1
第154条	—	該当なし（特に優れた資質を有する者の入学制度を定めていない）	3-1
第161条	○	学則第26条に編入学に関して定めている。	3-1
第162条	○	学則第26条の2に転入学に関して定めている。	3-1
第163条	○	学則第7条に学年の始期及び終期を定めている。	4-2
第163条の2	○	学修証明書（成績証明書として）を発行している。	4-1
第164条	—	該当なし（特別の課程を設置していない）	4-1
第165条の2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体及び学部ごとに定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第166条	○	委員会を設置し体制を整えており自己点検・評価についてホームページで公表している。	2-2

宮崎産業経営大学

第 172 条の 2	○	9 項目につきホームページで教育研究活動等の状況を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 43 条に卒業証書の授与を定めている。	4-1
第 178 条	○	学則第 26 条に編入学に関することを定めている。	3-1
第 186 条	○	学則第 26 条に編入学に関することを定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を必要最低限の基準と定め、水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 4 条の 2 に学部を定める。	1-1
第 2 条の 2	○	アドミッション・ポリシーに則して、入学者選抜規程に入学者選抜に関することを定め、公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行っている。	3-1
第 3 条	○	学則第 4 条に学部を定め、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数を備えている。	1-1
第 4 条	○	学則第 4 条に学科を定め、それぞれの専攻分野を教育研究上の必要な組織を備えている。	1-1
第 5 条	—	該当なし（学科に代わる課程はない）	1-1
第 6 条	—	該当なし（学部以外の教育研究上の組織を設置していない）	1-1 4-2 5-2
第 7 条		教育研究実施組織として、学則第 54 条、大学規程、事務組織規程を定め、教職員が協働して運営している。また、教育課程の実施や学生の厚生補導に対しても大学内の組織間の有機的な連携が図られている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	教育研究上必要と認める授業科目は、原則として基幹教員が担当し、主要科目以外の科目についてもなるべく基幹教員が担当している。	4-2 5-2
第 9 条	—	該当なし（学長を除き授業を担当しない教員は置いていない）	4-2 5-2
第 10 条	○	基準教員数以上を配置している。	4-2

宮崎産業経営大学

(旧第 13 条)			5-2
第 11 条	○	SD 委員会を設置し、教員及び事務職員に対し組織的な研修の機会を実施している。また、FD 委員会を設置し授業内容及び方法を改善するための研究を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長選任規程を定め、第 2 条に学長の資格を規定している。	5-1
第 13 条	○	教員選考基準第 2 条に教授の資格として定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	教員選考基準第 3 条に准教授の資格として定めている。	4-2 5-2
第 15 条	○	教員選考基準第 4 条に講師の資格として定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	教員選考基準第 5 条に助教の資格として定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	教員選考基準第 6 条に助手の資格として定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 5 条に収容定員を定めている。	3-1
第 19 条	○	大学全体及び学部ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定め、体系的に教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし（他大学等との連携開設科目なし）	4-2
第 20 条	○	科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、学則第 19 条、第 20 条に定めている。	4-2
第 21 条	○	学則第 22 条に単位の計算方法として定めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 25 条に授業期間を定めている。	4-2
第 23 条	○	学則第 8 条に学期を定め前期 15 週後期 15 週の授業を確保している。	4-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適正な人数で授業を行っている。	4-2
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実習、実技を行っている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	シラバスで学生に明示している。また、シラバスに成績の認定基準を定めている。	4-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制を開講していない）	4-2
第 27 条	○	学則第 23 条に単位の授与を定めている。	4-1
第 27 条の 2	○	法学部履修規程第 5 条に履修制限を、経営学部履修規程第 5 条に履修制限を定めている。	4-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目制度を定めていない）	4-1
第 28 条	○	学則第 24 条に他大学等における取得単位の認定を定めている。	4-1

宮崎産業経営大学

第 29 条	○	学則第 24 条に大学以外の教育施設等における取得単位の認定を定めている。	4-1
第 30 条	○	学則第 24 条の 2 に入学前の既修単位等の認定を定めている。	4-1
第 30 条の 2	○	該当なし（長期履修制度を定めていない）	4-2
第 31 条	○	学則第 63 条に科目等履修生に関する事項を定めている。	4-1 4-2
第 32 条	○	学則第 42 条に卒業の要件を定めている。	4-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制をとる学科を設置していない）	4-1
第 34 条	○	校地・校舎敷地は適正で適当な空地を有する。	3-5
第 35 条	○	運動場、体育館等厚生補導施設を設けている。	3-5
第 36 条	○	校舎には組織及び規模に応じた適切な施設を備えている。	3-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	図書館に教育研究を推進する資料を備え、専門職員を配置している。	3-5
第 39 条	—	該当なし（法に規定する学部がない）	3-5
第 39 条の 2	—	該当なし（法に規定する学部がない）	3-5
第 40 条	○	機械及び器具を適正に備えている。	3-5
第 40 条の 2	—	該当なし（二以上の校地がない）	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目標を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整えるよう努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当なし（学部等連携課程実施基本組織がない）	4-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	1-1
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科を設置していない）	3-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科を設置していない）	4-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科を設置していない）	4-2 5-2

宮崎産業経営大学

第 47 条	—	該当なし（共同学科を設置していない）	3-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科を設置していない）	3-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科を設置していない）	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 58 条	—	該当なし（外国に組織を設置していない）	1-1
第 59 条	—	該当なし（学校教育法第 103 条に定める大学ではない）	3-5
第 61 条	—	該当なし（法に該当する大学及び課程はない）	3-5
			4-2
			5-2

専門職大学設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
			4-2
			5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2
			5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2
			4-2
第 19 条			4-1

第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2

宮崎産業経営大学

			5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 44 条に学位の授与を定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし（専門職大学ではない）	4-1
第 10 条	○	学則第 44 条に学位の専攻分野を定めている。	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を設置していない）	4-1
第 13 条	○	学則及び履修規程を定め適正に実施し、学則改正時には文部科学大臣宛てに届け出ている。	4-1

私立学校法

宮崎産業経営大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	役員等報酬規程、役員退職金支給規程、給与規程、退職手当支給規程を定め、理事、監事、評議員、職員について特別の利益供与を行わない体制としている。	6-1
第 27 条	○	寄附行為を総務課に備えて置き、閲覧に供していると共にホームページで公表している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条に理事選任機関に関して必要な事項を定めている。	6-2
第 30 条	○	理事選考委員会規程を定め、理事を選任している。また、寄附行為第 4 章に学校法人与理事の関係を定めている。	6-2
第 31 条	○	理事選考委員会規程第 6 条に理事の資格及び構成要件を定めている。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 4 章に理事会及び理事の職務を定め適切に運営されている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 4 章に理事会及び理事の職務を定め適切に運営されている。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 4 章に理事会及び理事の職務を定め適切に運営されている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に議事録について定めている。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 22 条に監事の選任について定めている。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 23 条に監事の資格について定めている。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 23 条に監事の職務について定めている。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 23 条に監事の調査権限等について定めている。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 28 条に理事会及び評議員会への出席義務について定めている。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 28 条に理事会等への報告について定めている。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 31 条に評議員の選任を定めている。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 32 条に評議員の資格について定めている。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 35 条及び第 36 条に評議員の職務等について定めている。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 46 条に議事録について定めている。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 49 条に会計監査人の選任を定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 54 条に会計監査人の職務等について定めている。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 56 条に予算及び事業計画について定めている。	1-1

宮崎産業経営大学

			2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 57 条に役員及び評議員の報酬について定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類等の作成及び保存は、寄附行為第 65 条、「学校法人会計基準」「経理規程」「経理規程施行細則」により適正に行われている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 67 条に計算書類の監査等について定めている。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 67 条に計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等について定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 68 条に計算書類等及び監査報告の備置及び閲覧等について定めている。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の作成、備置及び閲覧等は、寄附行為第 65 条、第 67 条、第 68 条及び「学校法人会計基準」「経理規程」「経理規程施行細則」により適切に行われている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 70 条に寄附行為の変更について定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 49 条に会計監査人の選任を定めている。	6-5
第 145 条	○	本学の規模において常勤監事は定めない。	6-3
第 146 条	○	適正に選出され、運用されている。	6-2
第 148 条	○	認証評価での結果を踏まえ、令和 3 年に中長期計画を定め、更に令和 4 年に行われた認証評価の結果を基に中期事業計画を作成している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	いずれもホームページにおいて公表している。	6-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-1
第 102 条			3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

宮崎産業経営大学

第 155 条			3-1
第 156 条			3-1
第 157 条			3-1
第 158 条			3-1
第 159 条			3-1
第 160 条			3-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 1 条の 2			1-1
第 1 条の 3			3-1
第 2 条			1-1
第 2 条の 2			1-1
第 3 条			1-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1
第 7 条の 2			1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条			4-2 5-2
第 9 条の 3			4-2 4-3 5-3

宮崎産業経営大学

第 10 条			3-1
第 11 条			4-2
第 12 条			3-2 4-2
第 13 条			3-2 4-2
第 14 条			4-2
第 14 条の 2			4-1
第 15 条			3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条			4-1
第 17 条			4-1
第 19 条			3-5
第 20 条			3-5
第 21 条			3-5
第 22 条			3-5
第 22 条の 2			3-5
第 22 条の 3			3-5 5-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1
第 24 条			3-5
第 25 条			4-2
第 26 条			4-2
第 27 条			4-2 5-2
第 28 条			3-2 4-1 4-2
第 29 条			3-5
第 30 条			3-2 4-2
第 30 条の 2			4-2
第 31 条			4-2
第 32 条			4-1
第 33 条			4-1
第 34 条			3-5

宮崎産業経営大学

第 34 条の 2			4-2
第 34 条の 3			5-2
第 42 条			3-3
第 43 条			3-4
第 45 条			1-1
第 46 条			3-5 5-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1

第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			4-1
第 4 条			4-1
第 5 条			4-1
第 5 条の 3			4-1
第 12 条			4-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-01】	寄附行為	
	学校法人大淀学園寄附行為	
【資料 F-02】	大学案内	
	2026 大学案内	
【資料 F-03】	大学学則、大学院学則	
	宮崎産業経営大学学則	
【資料 F-04】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 8 年度 募集要項	
	令和 8 年度併設校募集要項	
	令和 8 年度編・転入学募集要項 2026 年度外国人留学生募集要項	
【資料 F-05】	学生便覧	
	Campus Guide(キャンパスガイド) 2026	
【資料 F-06】	大学組織図	

宮崎産業経営大学

	宮崎産業経営大学組織図	
【資料 F-07】	事業計画書	
	令和 8 年度事業計画書	
【資料 F-08】	事業報告書	
	令和 7 年度事業報告書	
【資料 F-09】	中期的な計画	
	中長期計画(5 年後・10 年後)について	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	大淀学園関係規程 宮崎産業経営大学関係規程	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、理事、監事、評議員、会計監査人(令和 7 年 5 月 30 日) 令和 7 年度理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	令和 3 年度計算書類 令和 4 年度計算書類 令和 5 年度計算書類 令和 6 年度計算書類 令和 7 年度計算書類 令和 3 年度監事監査報告書 令和 4 年度監事監査報告書 令和 5 年度監事監査報告書 令和 6 年度監事監査報告書 令和 7 年度監事監査報告書 令和 3 年度会計監査報告 令和 4 年度会計監査報告 令和 5 年度会計監査報告 令和 6 年度会計監査報告 令和 7 年度会計監査報告 令和 7 年度財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	宮崎産業経営大学法学部履修規程 宮崎産業経営大学経営学部履修規程 宮崎産業経営大学シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学 三つのポリシー https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/ 法学部 三つのポリシー https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/ 経営学部 三つのポリシー https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	該当なし
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書(学生懲戒に関する規程改正) https://www.miyasankei-u.ac.jp/jihe/ 改善報告書(衛生委員会の運営の改善) https://www.miyasankei-u.ac.jp/jihe/	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-01】	大学の紹介 https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/ideal-history/	
【1-1-02】	学校案内 https://nyushi.miyasankei-u.ac.jp/guide	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-03】	宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	2026 大学案内(58 ページ)	【資料 F-02】 参照
【1-1-b】	令和 8 年度募集要項(28 ページ)	【資料 F-04】 参照
【1-1-c】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(5 ページ)	【資料 F-05】 参照
【1-1-d】	中長期計画(5 年後・10 年後)について	【資料 F-09】 参照
【1-1-e】	三つのポリシー https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	【資料 F-14】 参照

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-01】	宮崎産業経営大学学則(第 1 条の 2)	【資料 F-03】 参照
【2-1-02】	宮崎産業経営大学内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-03】	宮崎産業経営大学内部質保証の体制図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-04】	宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉	
【2-1-b】	日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉点検結果報告書	
【2-1-c】	宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-01】	宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱	【2-1-04】 参照
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-02】	自己点検評価書(令和2年度～令和3年度) https://www.miyasankei-u.ac.jp/jihee/	
自己点検・評価を担当する全体会議の議事録		
【2-2-03】	令和7年度 第3回自己点検・評価運営委員会「令和8年度自己点検・評価」キックオフミーティング議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したこと示す文書		
【2-2-04】	令和4年度 大学機関別認証評価 自己点検評価書の配布について	
IR などを検討する会議体の規則		

宮崎産業経営大学

【2-2-05】	宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について	【2-1-c】 参照
【2-2-b】	宮崎産業経営大学アセスメント・ポリシー	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-01】	宮崎産業経営大学内部質保証の体制図	【2-1-03】 参照
学生の意見・要望をくみ上げ計画・実施する会議体の規則		
【2-3-02】	宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱	【2-2-05】 参照
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、研究教育や大学運営の改善・向上につなげるシステムなどを示す図など		
【2-3-03】	宮崎産業経営大学内部質保証の体制図	【2-1-03】 参照
学外関係者の意見・要望をくみ上げ計画・実施する会議体の規則		
【2-3-04】	宮崎産業経営大学自己点検・評価運営委員会設置要綱	【2-1-04】 参照
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-05】	令和 6 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会 議事録	
【2-3-06】	令和 7 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会 議事録	
【2-3-07】	令和 7 年度 第 2 回自己点検・評価運営委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-08】	令和 6 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会 議事録	【2-3-05】 参照
【2-3-09】	令和 7 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会 議事録	【2-3-06】 参照
【2-3-10】	令和 7 年度 第 2 回自己点検・評価運営委員会 議事録	【2-3-07】 参照
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書		
【2-3-11】	2026 大学案内(61 ページ)	【資料 F-02】 参照
【2-3-12】	大学ホームページ 「法学部入学生募集中 ◎宮崎に「法廷教室」誕生!」を宮崎産業経営大学ホームページ掲載内容 https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-02-27/15810/	
【2-3-13】	大学ホームページ 「令和 8 年 4 月より経営学部の新学科「エコノデータサイエンス学科」開設!」を宮崎産業経営大学ホームページに掲載内容 https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-06-30/16335/	
【2-3-14】	大学ホームページ 大学機関別認証評価のページ https://www.miyasankei-u.ac.jp/jihee/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	令和 4 年度「新入生アンケート」結果	
【2-3-b】	令和 5 年度「新入生アンケート」結果	
【2-3-c】	令和 6 年度「新入生アンケート」結果	
【2-3-d】	令和 7 年度「新入生アンケート」結果	
【2-3-e】	令和 4 年度「卒業生アンケート」結果	
【2-3-f】	令和 5 年度「卒業生アンケート」結果	
【2-3-g】	令和 6 年度「卒業生アンケート」結果	
【2-3-h】	令和 7 年度法学部卒業生アンケート	
【2-3-i】	令和 7 年度経営学部卒業生アンケート	
【2-3-j】	FD 委員会報告（教授会資料）	
【2-3-k】	令和 4 年度「全学生意識調査」結果のご報告	
【2-3-l】	令和 5 年度「全学生意識調査」結果のご報告	

宮崎産業経営大学

【2-3-m】	令和 6 年度「全学生意識調査」結果のご報告	
【2-3-n】	令和 7 年度「全学生意識調査」結果のご報告	
【2-3-o】	令和 7 年度保護者懇談会開催について（ご案内）	
【2-3-p】	鵬翔高等学校・宮崎産業経営大学 意見交換会	
【2-3-q】	3 年生（令和 9 年 3 月卒業予定者）を対象とした「学内企業研究会」の開催について	
【2-3-r】	自己点検・評価における「外部関係者による意見・要望」について	
【2-3-s】	宮崎産業経営大学の内部質保証に係る PDCA サイクルの展開について	【2-1-c】 参照
【2-3-t】	学校法人大淀学園第 248 回理事会議事録(令和 4 年度)	
【2-3-u】	学生懲戒に関する規程(第 19 条)	
【2-3-v】	衛生委員会の議事録	
【2-3-w】	産業医の視察記録	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-01】	三つのポリシー(アドミッション・ポリシー) https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-02】	宮崎産業経営大学学部教授会規程	
【3-1-03】	宮崎産業経営大学入学者選抜規程	
【3-1-04】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-05】	宮崎産業経営大学入学者選抜規程	【3-1-03】 参照
【3-1-06】	宮崎産業経営大学学部教授会規程	【3-1-02】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	2026 大学案内(58 ページ)	【資料 F-02】 参照
【3-1-b】	令和 8 年度募集要項：アドミッション・ポリシー(29 ページ)	【資料 F-04】 参照
【3-1-c】	令和 8 年度募集要項(5～18 ページ)	【資料 F-04】 参照
【3-1-d】	令和 8 年度併設校募集要項(2～4 ページ)	【資料 F-04】 参照
【3-1-e】	令和 8 年度編・転入学募集要項(2～3 ページ)	【資料 F-04】 参照
【3-1-f】	2026 年度外国人留学生募集要項(3～5 ページ)	【資料 F-04】 参照
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-01】	学修支援の方針	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-02】	宮崎産業経営大学大学規程(第 25 条)	
【3-2-03】	宮崎産業経営大学教務委員会規程	
【3-2-04】	宮崎産業経営大学学生部委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-05】	TA に関する方針	
【3-2-06】	2025 年度 労働条件通知書交付リスト	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-07】	オフィスアワー	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		

宮崎産業経営大学

【3-2-08】	「障害者差別解消法」を踏まえた障害を持つ学生への合理的配慮の提供に関する運用システム	
【3-2-09】	「社会探訪塾」クラスについて(ご案内)	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-10】	宮崎産業経営大学学生部委員会規程	【3-2-04】 参照
【3-2-11】	宮崎産業経営大学学部教授会規程	【3-1-02】 参照
【3-2-12】	学長裁定	
【3-2-13】	宮崎産業経営大学教務委員会規程	【3-2-03】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	令和7年度受講者名簿(例示)	
【3-2-b】	令和8年度新入生オリエンテーションスケジュール	
【3-2-c】	令和8年度履修ガイダンス日程表	
【3-2-d】	令和7年度単位低取得・履修届未提出・原級一覧(例示)	
【3-2-e】	「履修状況調査票」提出のお願い(令和7年度)	
【3-2-f】	令和7年度保護者懇談会開催について(ご案内)	
【3-2-g】	ネットワークガイダンス MSU Moodle(新入生オリエンテーション説明資料)	
【3-2-h】	令和8年度の授業について	
【3-2-i】	法廷教室の整備・活用の状況	
【3-2-j】	附属図書館ラーニング・コモンズ、インタラクティブ・サロン	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-01】	キャリア支援の方針	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-02】	キャリア支援科目一覧	
【3-3-03】	進路研究演習(Cナビ) シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-107.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-108.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-109.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-110.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/3-125.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/3-126.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/3-127.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/3-128.pdf	【資料 F-13】 参照
【3-3-04】	インターンシップ シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/3-118.pdf	【資料 F-13】 参照
【3-3-05】	特別講座 A・B シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-105.pdf https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/pdf/2-106.pdf	【資料 F-13】 参照
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-06】	就職総合対策本部会議運営要領	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-07】	キャリア支援のための講座等一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	宮崎産業経営大学キャリア支援ナビ	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-01】	学生生活支援の方針	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-02】	宮崎産業経営大学学生部委員会規程	【3-2-04】 参照

宮崎産業経営大学

【3-4-03】	宮崎産業経営大学学生懲戒に関する規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-04】	宮崎産業経営大学施設使用規程(第6条)	
奨学金に関する規則		
【3-4-05】	宮崎産業経営大学学費等の減免に関する規程	
【3-4-06】	宮崎産業経営大学災害に伴う学費等減免規程	
【3-4-07】	教育ローンのご案内 https://www.miyasankei-u.ac.jp/life/student-support/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(38 ページ)	【資料 F-05】 参照
【3-4-b】	学生相談件数及び健康診断受診者数一覧	
【3-4-c】	保健管理センターからのお知らせ(例示)	
【3-4-d】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(41 ページ)	【資料 F-05】 参照
【3-4-e】	学生寮の案内 https://www.miyasankei-u.ac.jp/life/dormitory-apartment/dormitory/	
【3-4-f】	アパートの案内 https://www.miyasankei-u.ac.jp/life/dormitory-apartment/apartment/	
【3-4-g】	クラブサークル https://www.miyasankei-u.ac.jp/life/club/	
【3-4-h】	学生の課外活動への支援状況	
【3-4-i】	令和6年度宮崎産業経営大学後援会 事業報告	
【3-4-j】	2025 年度各クラブ活動状況	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-01】	宮崎産業経営大学施設使用規程	【3-4-04】 参照
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-02】	ネットワークガイダンス 大学のネットワーク(新入生オリエンテーション資料)	
図書館に関する規則		
【3-5-03】	宮崎産業経営大学附属図書館規程	
【3-5-04】	宮崎産業経営大学附属図書館閲覧及び帯出規程	
【3-5-05】	宮崎産業経営大学附属図書館図書資料管理規程	
【3-5-06】	宮崎産業経営大学附属図書館図書複写規程	
図書館利用案内		
【3-5-07】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(46 ページ)	【資料 F-05】 参照
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-08】	校舎等の耐震化率	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	避雷針設置に関する記事	
【3-5-b】	附属図書館ラーニング・コモンズ、インタラクティブ・サロン	【3-2-j】 参照

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-01】	三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー)	

宮崎産業経営大学

	https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-02】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	
【4-1-03】	宮崎産業経営大学教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-04】	シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/	【資料 F-13】 参照
【4-1-05】	法学部法律学科履修の手引き(13 ページ)	
【4-1-06】	経営学部経営学科履修の手引き(15 ページ)	
【4-1-07】	経営学部エコノデータサイエンス学科履修の手引き(16 ページ)	
【4-1-08】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(138 ページ)	【資料 F-05】 参照
【4-1-09】	2026 大学案内(59 ページ)	【資料 F-02】 参照
学位規則、学位審査基準		
【4-1-10】	宮崎産業経営大学学則(第 42 条)	【資料 F-03】 参照
【4-1-11】	宮崎産業経営大学法学部履修規程(第 2 条)	【資料 F-13】 参照
【4-1-12】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程(第 2 条)	【資料 F-13】 参照
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-13】	宮崎産業経営大学学則(第 23 条、第 37 条、第 41 条)	【資料 F-03】 参照
【4-1-14】	宮崎産業経営大学法学部履修規程(第 19 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条)	【資料 F-13】 参照
【4-1-15】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程(第 19 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条)	【資料 F-13】 参照
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-16】	宮崎産業経営大学教務委員会規程	
【4-1-17】	宮崎産業経営大学教授会規程	【4-1-03】 参照
【4-1-18】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	【4-1-02】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-01】	三つのポリシー(カリキュラム・ポリシー) https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-02】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	【4-1-02】 参照
【4-2-03】	宮崎産業経営大学教授会規程	【4-1-03】 参照
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-04】	2026 大学案内(58～59 ページ)	【資料 F-02】 参照
【4-2-05】	法学部法律学科履修の手引き(14 ページ)	【4-1-05】 参照
【4-2-06】	経営学部経営学科履修の手引き(16 ページ)	【4-1-06】 参照
【4-2-07】	経営学部エコノデータサイエンス学科履修の手引き(17 ページ)	【4-1-07】 参照
【4-2-08】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026(137 ページ)	【資料 F-05】 参照
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-09】	シラバス(カリキュラムマトリックス) https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/	【資料 F-13】 参照
履修に関する規則		
【4-2-10】	宮崎産業経営大学法学部履修規程	【資料 F-13】 参照
【4-2-11】	宮崎産業経営大学経営学部履修規程	【資料 F-13】 参照
教育課程を検討する会議体の規則		

宮崎産業経営大学

【4-2-12】	宮崎産業経営大学教授会規程	【4-1-03】 参照
【4-2-13】	宮崎産業経営大学教務委員会規程	【4-1-16】 参照
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-14】	令和 8 年度版「授業計画」(シラバス)の原稿提出について (依頼)	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-15】	宮崎産業経営大学総合教育科目担当者会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-01】	三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー) https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-02】	三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー) https://www.miyasankei-u.ac.jp/about/policy/	
【4-3-03】	法学部法律学科履修の手引き(18 ページ)	【4-1-05】 参照
【4-3-04】	経営学部経営学科履修の手引き(20 ページ)	【4-1-06】 参照
【4-3-05】	経営学部エコノデータサイエンス学科履修の手引き(21 ページ)	【4-1-07】 参照
【4-3-06】	シラバス https://www.miyasankei-u.ac.jp/syllabus/	【資料 F-13】 参照
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-07】	宮崎産業経営大学アセスメント・ポリシー	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-08】	宮崎産業経営大学 IR 推進委員会設置要綱	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-09】	令和 7 年度 GPA 一覧(例示)	
【4-3-10】	令和 7 年度法学部卒業生アンケート	
【4-3-11】	令和 7 年度経営学部卒業生アンケート	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-12】	令和 6 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録	
【4-3-13】	令和 7 年度 第 1 回自己点検・評価運営委員会議事録	
【4-3-14】	令和 7 年度 第 2 回自己点検・評価運営委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-01】	宮崎産業経営大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-02】	宮崎産業経営大学学則(第 57 条)	【資料 F-03】 参照
【5-1-03】	宮崎産業経営大学大学協議会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-04】	大淀学園寄附行為施行細則(第 7 条)	
教授会に関する規則		

宮崎産業経営大学

【5-1-05】	宮崎産業経営大学学則(第 58 条)	【資料 F-03】 参照
【5-1-06】	宮崎産業経営大学学部教授会規程(第 2 条)	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-07】	令和 7 年度宮崎産業経営大学法学部教授会の開催日時・議題一覧 令和 7 年度宮崎産業経営大学経営学部教授会の開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-08】	学長裁定	
事務局組織図		
【5-1-09】	宮崎産業経営大学の事務組織図	
【5-1-10】	宮崎産業経営大学学則(第 55 条)	【資料 F-03】 参照
【5-1-11】	宮崎産業経営大学事務局組織規程	
事務分掌に関する規則		
【5-1-12】	宮崎産業経営大学事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】	大淀学園就業規則(第 4 条、第 18 条の 2)	
【5-1-14】	大淀学園給与規程(第 7 条)	
【5-1-15】	初任給、昇格、昇給等の基準	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-01】	宮崎産業経営大学教員選考基準	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-02】	宮崎産業経営大学教員審査委員会規程	
【5-2-03】	宮崎産業経営大学教員の人事に関する審査手続規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-01】	宮崎産業経営大学 FD 委員会規程	
【5-3-02】	宮崎産業経営大学 FD に関する基本方針	
【5-3-03】	宮崎産業経営大学 FD 実施計画	
FD の実施報告書		
【5-3-04】	学生による授業アンケートの集計結果(例示)	
【5-3-05】	FD 委員会報告(教授会資料)	
【5-3-06】	令和 7 年度授業公開のお知らせ	
【5-3-07】	FD 研修・FD 講演会	
SD の方針・計画		
【5-3-08】	宮崎産業経営大学 SD 委員会規程	
【5-3-09】	宮崎産業経営大学 SD に関する基本方針	
【5-3-10】	宮崎産業経営大学 SD 実施計画	
SD の実施報告書		
【5-3-11】	SD 研修会	
【5-3-12】	学外研修一覧表(令和 7 年度)	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-01】	令和 7 年度枠外経費要求結果一覧	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-02】	教育研究等環境の整備に関する方針	

宮崎産業経営大学

【5-4-03】	宮崎産業経営大学附属図書館閲覧及び帯出規程	
研究倫理に関する規則		
【5-4-04】	宮崎産業経営大学研究倫理委員会規程	
【5-4-05】	宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-06】	宮崎産業経営大学公的研究費の不正行為に関する通報取扱規程	
【5-4-07】	宮崎産業経営大学における公的研究費の不正防止計画	
【5-4-08】	大淀学園物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い	
【5-4-09】	令和 6 年度コンプライアンス・研究倫理研修受講者名簿	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-10】	令和 7 年度個人研究費及び個人研究旅費取扱要項	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-11】	宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程	【5-4-05】 参照
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-12】	令和 7 年度科学研究費助成事業の公募について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-13】	令和 7 年度科研費応募一覧・研究助成金受入一覧	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-01】	学校法人大淀学園寄附行為(第 13 条)	【資料 F-01】 参照
【6-1-02】	大淀学園寄附行為施行細則	
情報公表に関する規則		
【6-1-03】	学校法人大淀学園情報公開規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-04】	情報公開 https://www.miyasankei-u.ac.jp/public-information/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-05】	学校法人大淀学園寄附行為 https://www.miyasankei-u.ac.jp/public-information/donation/ 財務関係 https://www.miyasankei-u.ac.jp/public-information-year/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-06】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-07】	学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学内部統制組織体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-08】	大淀学園文書管理及び取扱規程	
【6-1-09】	大淀学園リスク管理規程	
【6-1-10】	大淀学園コンプライアンス推進規程	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-11】	学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程 https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/public-info-data/compliance/3.pdf	

宮崎産業経営大学

【6-1-12】	セクシャル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての方針 https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/public-info-data/compliance/4.pdf	
【6-1-13】	セクシャル・ハラスメントの防止等のために職員が認識すべき事項についての指針 https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/public-info-data/compliance/5.pdf	
【6-1-14】	ハラスメント防止対策委員及び相談員名簿 https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/public-info-data/compliance/6.pdf	
【6-1-15】	ハラスメントに対する相談・苦情への対応の流れ https://www.miyasankei-u.ac.jp/center/public-info-data/compliance/7.pdf	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-16】	大淀学園個人情報保護に関する規程	
【6-1-17】	大淀学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【6-1-18】	大淀学園健康情報等の取扱規程	
【6-1-19】	学校法人大淀学園内部通報に関する規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-20】	宮崎産業経営大学保健管理センター規程	
【6-1-21】	宮崎産業経営大学危機管理規程	
【6-1-22】	宮崎産業経営大学防火・防災管理規程	
【6-1-23】	大淀学園衛生管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-24】	宮崎産業経営大学危機管理基本方針	
【6-1-25】	危機管理基本マニュアル	
【6-1-26】	危機管理個別マニュアル作成要領	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	令和 7 年度避難訓練実施計画	
【6-1-b】	Campus Guide(キャンパスガイド)2026 台風等非常時における授業の取扱いに関する申合せ(121 ページ)	【資料 F-05】 参照
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-01】	学校法人大淀学園の意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-02】	学校法人大淀学園第 266 回理事会議事録(令和 7 年度)	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-03】	大淀学園理事選考委員会規程	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-04】	令和 7 年度理事選考委員会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-05】	学校法人大淀学園第 239 回理事会議事録(令和 3 年度)	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-06】	学校法人大淀学園第 269 回理事会議事録(令和 7 年度)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	令和 7 年度事業報告書	
【6-2-b】	令和 8 年度事業計画	
【6-2-c】	私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉点検結果報告書	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		

宮崎産業経営大学

評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-01】	学校法人大淀学園第 130 回評議員会議事録(令和 7 年度)	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-02】	学校法人大淀学園第 130 回評議員会議事録(令和 7 年度)	【6-3-01】 参照
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-03】	学校法人大淀学園第 130 回評議員会議事録(令和 7 年度)	【6-3-01】 参照
監事監査に関する規則		
【6-3-04】	大淀学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-05】	監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	令和 7 年度理事会、評議員会の開催状況	
【6-3-b】	学校法人大淀学園寄附行為(第 22 条)	【資料 F-01】 参照
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-01】	令和 7 年度当初予算編成要領 (大学)	
財務計画書		
【6-4-02】	令和 7 年度当初・補正予算要求事業別集計表	
【6-4-03】	令和 7 年度当初・補正予算枠外経費内訳表	
外部資金導入の実績		
【6-4-04】	科学研究費助成事業の公募について	
【6-4-05】	令和 7 年度科研費応募一覧・研究助成金受入一覧	
資産運用に関する規則		
【6-4-06】	学校法人大淀学園資産運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について	
【6-4-b】	貸借対照表関係比率(法人全体)	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-01】	大淀学園経理規程	
【6-5-02】	経理規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-03】	学校法人大淀学園寄附行為(第 49 条)	【資料 F-01】 参照
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-04】	会計監査状況	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学外研修一覧表(令和 7 年度)	
【6-5-b】	令和 7 年度個人研究費及び個人研究旅費取扱要項	
【6-5-c】	大淀学園監事監査規程	
【6-5-d】	大淀学園内部監査規程	
【6-5-e】	宮崎産業経営大学公的研究費の運営及び管理に関する規程(第 12 条)	

基準 A. 社会貢献・ボランティア

A-1. 大学が有する物的・人的資源および知的資源を提供・活用し地域の諸機関と協働することによる社会貢献・ボランティア

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

A-1. 大学が有する物的・人的資源および知的資源を提供・活用し地域の諸機関と協働することによる社会貢献・ボランティア		
【A-1-01】	施設利用一覧(令和4年度～令和7年度)	
【A-1-02】	令和4年度法学部公開講座	
【A-1-03】	令和6年度法学部公開講座	
【A-1-04】	令和7年度法学部公開講座資料	
【A-1-05】	令和7年度経営学部公開講座資料	
【A-1-06】	高大連携センター講師派遣(出前授業など)(令和4年度～令和7年度)	
【A-1-07】	各種委員就任	
【A-1-08】	協定一覧	
【A-1-09】	宮崎産業経営大学 令和7年度連携事業実施報告書(へべす企画)	
【A-1-10】	高鍋町との連携協定事業報告(令和4年度) https://www.miyasankei-u.ac.jp/2023-03-28/14196/	
【A-1-11】	経営学部の学生が、宮崎県主催のまちソワプロジェクトに参加しています！ https://www.miyasankei-u.ac.jp/2024-10-16/15498/	
【A-1-12】	経営学部ビジネスリーダーシッププログラム Hatch and Go in Aoshima 第6期 ラジオ CM の収録を実施しました！ https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-03-10/15837/	
【A-1-13】	令和7年度学友会誌(学生奉仕団部分)	
【A-1-14】	宮崎産業経営大学硬式野球部 OB 指導者研修会資料	
【A-1-15】	WHISTLE.FC ホームページ： https://whistlemiyazaki.wixsite.com/whistle	
【A-1-16】	新体操部社会貢献活動の記録	

基準 B. 国際的なシンポジウム

B-1. 国際的なシンポジウムの実施

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際的なシンポジウムの積極的な実施		
【B-1-01】	宮崎日日新聞(2023年6月18日付) https://www.the-miyanichi.co.jp/today/kennaiippan/168473.html	
【B-1-02】	産経大シンポジウム「EU と考える攻めの農村地域」を開催しました https://www.miyasankei-u.ac.jp/2024-12-10/15671/	
【B-1-03】	第9回アグロポリスコンテストキックオフミーティング開催 https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-09-30/16590/	
【B-1-04】	法学部シンポジウム「ウクライナは滅びず」を開催しました https://www.miyasankei-u.ac.jp/2024-04-18/15090/	
【B-1-05】	法学部シンポジウム「世界の成長エンジンとしてのアジアの平和と安全」を開催しました https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-04-28/16012/	
【B-1-06】	小谷哲男教授をお迎えし法学部シンポジウム「ユーラシア大陸 “西の戦争” と “東の緊張”」を開催しました https://www.miyasankei-u.ac.jp/2025-11-12/16675/	